

二 明治期

I 自治

四二八 大嶋氏給金並扶持米渡帳

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 明治元年(一八六八)の大嶋氏給金明細帳である。寺院や庄屋をはじめとした大嶋氏諸役への扶持米など、また役職者に対する給金の明細帳である。扶持米などは一部前借扱いとなっていて、大嶋氏の苦しい財政をうかがうことができる。

(表紙)

明治元年

辰年御給金御扶持方渡帳

十二月

当番 西村十右衛門

矢嶋甚九郎殿

一米五石七斗四升五合

御扶持方三人分

代金三拾壹兩三分貳朱卜

式匁五分 相渡申

金納御値段兩ニ壹斗八升替

矢嶋八右衛門

一米三石八斗三升

御扶持方式人分

内三石八斗三升

八兵衛御年貢通入

皆済

西村十右衛門

一米三石八斗三升

御扶持方式人分

内三石八斗三升

才三郎御年貢通入

皆済

西村甚兵衛

一米三石八斗三升

御扶持方式人分

内壺石九斗壺升五合

甚左衛門御年貢通入

内三石八斗三升

甚三郎御年貢通入

皆済

皆済

矢嶋良左衛門

矢嶋八九郎

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

内壺石九斗壺升五合

八兵衛方御年貢通之内入

代金拾両式分式朱ト

銀八分三厘相渡

金納御値段兩ニ壺斗八升替

皆済

山田市兵衛

矢嶋八郎左衛門

一米三石八斗三升

御扶持方式人分

一米三石八斗三升

御扶持方式人分

内五斗壺升七合五勺

八兵衛御年貢通え入

内米壺石九斗壺升五合

去卯年より公辺御上納

壺石五斗四合式勺五才

才三郎御年貢通え入

引米壺石九斗壺升五合

金御年限中御借上ケ

式斗

文三郎御年貢通入

内米壺石九斗壺升五合

七斗五升六合

市兵衛御年貢通え入

壺斗八升

甚左衛門御年貢通入

外 三斗四升

才三郎御年貢通入

壺石四斗七升四合式勺

才三郎御年貢通入

外 五斗壺升式合式勺五才過

中村上屋敷御年貢通入

式斗六升七勺

御取立講割戻し分へ差入ル

外

壺斗五升式合式勺式才

皆済

十二月廿四日

妙雲寺

矢嶋栄之進

一米五石五斗五升六合式勺

御扶持方月ニ米四斗式

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

升七合四勺ツツ十三月

分

内米壹石五斗七升八合八勺

寅年より未年迄六ヶ年

之間御借上ケ

残米三石九斗七升七合四勺

一米壹斗貳升

靈光院様御齊米

内米貳升

寅年より未年迄六ヶ年

之間御借上ケ

引て米壹斗

貳口合米四石七升七合四勺

右御扶持米不殘米にて相渡申

右書面之通御扶持米代金致勘定相渡申候、御改御請取

可被成候以上

明治元年辰十二月

西村十右衛門印

妙雲寺様

辰年
御扶持米勘定壹通

右雛形之通折掛ニいたし遣ス

西垣彦市

一一 明治期

一米壹石九斗壹升五合

御扶持方壹人分

内貳升五合

地下御年貢通え入分

貳升

地下御年貢通え入

三斗六升

中村御年貢通え入

壹斗六升貳合

定助御年貢通え入

壹石五升貳合

彦十郎御年貢通え入

貳斗

八兵衛御年貢通え入

九升六合

甚左衛門御年貢通え入

皆済

渡辺鉄右衛門

一米壹石九斗壹升五合

御扶持方壹人分

内壹石四斗五升壹合

太助御年貢通え入

四斗六升四合

源右衛門御年貢通入

皆済

山田徳右衛門

一米壹石九斗壹升五合

御扶持方壹人分

額額銀治郎

一米壹石九斗壹升五合

御扶持方壹人分

内壹斗八升

八兵衛御年貢通之内入

四斗八升

才三郎御年貢通之内入

八八三

六升

勇八御年貢通之内入

一米壺石六斗貳升

御扶持方壺人分

壺石六升壺合

利兵衛御年貢通之内入

但三月ヨリ十二月迄三百廿四日分

小以壺石七斗八升壺合

内 七斗壺升壺合

忠兵衛御年貢通入

引壺斗三升四合過

九合

松兵衛御年貢通入

此米十二月十七日渡済

九斗

米ニテ相渡

吉田嘉七

十二月廿四日皆済

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

山田村右衛門

内壺石九斗壺升五合

金左衛門御年貢通入

一米壺石六斗貳升

御扶持方壺人分

皆済

但三月より十二月迄三百廿四日分

紅谷倉蔵

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

内 四斗九升五合

八兵衛御年貢通へ入

内壺石九斗壺升五合

利助御年貢通入

引 四斗九升五合

才三郎御年貢通へ入

堀井新三郎

十二月廿四日皆済

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

川辺村庄屋給米

内壺石九斗壺升五合

五左衛門御年貢通入

一米貳石

庄屋嘉吉相渡

矢嶋利平

内 壺石四斗貳升

下町 勇八相渡

一米壺石九斗壺升五合

御扶持方壺人分

五斗八升

勇八相渡

内壺石九斗壺升五合

八兵衛御年貢通へ入

十二月十四日渡

皆済

栃井村庄屋給米

勝村久治郎

一米八斗

内

式斗

六斗

十二月廿四日渡

矢嶋八兵衛

一米五石

内米式石五斗

残米式石五斗

此内壺石式斗五升

引て米壺石式斗五升

内壺石式斗五升

皆済

西村才三郎

一米式石

内壺石

残米壺石

此内五斗

庄屋勇八相渡

同断九郎治郎渡

永々被下米

寅年より未年迄六ヶ年

之間御借上ケ

去卯年より公辺御上納

金御年限中御借上ケ

八兵衛御年貢通之内入

永々被下米

寅年より未年迄六ヶ年

之間御借上ケ

去卯年より公辺御上納

金御年限中御借上ケ

引て米五斗

内五斗

禪原寺

皆済

一米式石

一米壺石

内米壺石五斗

残米壺石五斗

此内七斗五升

引て米七斗五升

内七斗五升

松岡梅太夫

皆済

一米四斗

内米式斗

引て米式斗

才三郎御年貢通へ入

永々被下米

其身一代被下米

寅年より未年迄六ヶ年

之間御借上ケ

御上納金年限中前文同

断御借上ケ

右寺御年貢通入

其身一代被下米

去卯年より前文同様御

借上ケ

内式斗

同人御年貢通入

借上ケ

皆済

橋本筑後

引て米五斗
内五斗

八兵衛御年貢通え入

一米五斗五升式合五勺

御扶持方半人分

外二五斗

政右衛門被下米之内、

内壹斗五升

八坂新開年貢へ入

依願拝借米同人え御貸

四斗式合五勺

八兵衛御年貢通へ入

但シ来ル巳年分

附十右衛門取替

皆済

西垣彦右衛門

栃井村友右衛門

一米四斗

被下米

一米五斗
内貳斗

其身一代被下米

内三升四合

甚左衛門御年貢通へ入

貳斗

寅年より未年迄六ヶ年

三升式合六勺六才

勇八御年貢通へ入

之間御借上ケ

引三斗三升三合三勺四才

米にて渡

残米三斗

十二月廿四日皆済

此内壹斗五升

去卯年より前文御借上ケ

渡辺豊治郎

一米四斗

被下米

引て米壹斗五升

内米四斗

相渡

内壹斗五升

久次郎御年貢通へ入

皆済

十二月廿四日皆済

川辺村政右衛門

御給金渡方

一米壹石

其身一代被下米

来巳御給金
一高金八両式分

矢嶋甚九郎殿印

内米五斗

去卯年より前文同様御

来巳御給金
一高金五両

矢嶋八右衛門印

配仕、役人手前ニて聊融通ニ遣候申間敷候、返納之義は内外如何様之義御座候共、前書御仕法之通上納可仕候、尤月極之年は右年賦上納之外、残り元金ニ壹ヶ月分之利足を加え、其年之十月十五日限無遅滞上納金可仕候、依之拝借証文差上申処如件

明治三庚午年十月

美濃国加茂郡石神村

百姓代 武助 ①
年寄 貞助 ①
庄屋 又三郎 ①

笠松県
御役所

四三〇 古宗各派寺院所属達示

○町内石神

石神区所蔵

県令名で各村に出されたものである。

先般第貳百七拾四号公布之通、法相宗其他古宗各派、並別派独立本山無本寺等、現今諸宗之総本山へ所轄被仰出候ニ付ては、各管内ニ於テ速ニ願書為差出、一同取纏メ来ル十一月晦日限り、無遅延当省へ可申立事

但期限以前タリトモ、願書纏リ次第速ニ可申出事

壬申十月七日

教務省

右之通御達有之候条、区内不洩取調有無共、来ル十一月十日限可申出候事

但願書ハ美濃紙ニ相認可申事

壬申十七日

岐阜県令長谷部恕連

石神村

年番戸長

平岡又三郎控

(解説)

年号の記載はないが明治五年（一八七二）の通達である。所属する本山・本寺がない寺は、速やかに所轄を明らかにし、願書をもって届け出るよう教務省と、岐阜

四三一 御託証文一札

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説) 明治六年(一八七三)の田畑託び証文である。
川浦村(美濃加茂市)から出されたもので、広範圍にわたつて境界を誤り、耕作していたものである。

御託証文一札差入申候事

一第百四十三区加茂郡上川辺村、納古山続飛驒往来筋、同区同郡私シ共村方ト御当村ト、谷川中央神湊村境迄、明白之御境目ニ御座候処、^(カ)当村之者共心得違イ仕、御当村御大縄場ニ忍入、無^(カ)毎ツト御地面所ニ、字ハ惣チン洞口ヨリ、字若橋筋字彦七ノ洞口、並ニ神湊村境迄ニ、山田茶畑新開仕申合候処、今般御地券御明細御取調ニ相成、御当村ヨリ右不埒知之段、其御村御役人衆中ヨリ、御境目証拠御尋ニ相成、一言之申訳なく歳来御他村地所エ忍入、不法之相働キ重々恐入奉歎願候処、格別之御鼻負ヲ以熟談内済御

一一 明治期

勘弁預り候義、当村村役人始メ一同実ニ難有奉存、右場所少も無故障、山田茶畑木立地面不残、差戻シ可申候故、御請取可被成候、右書面之通り不埒之儀重々奉恐入候、且又納古山ヨリ流出し谷川村下迄も、中央境明白ニ相解り候処、常々御当村字は向屋敷道筋おいて、少も故障無御座候、以来之儀ハ私共村方一同、吃度書面之趣相守可申候、為後日差入一札仍て如件

明治六年癸酉二月

第百四十三区之内

加茂郡川浦村

副長

山田金作印

戸長

朝日長右衛門印

御同区同郡

上川辺村

戸長

鈴木利忠次殿

副長

武市太兵衛殿

字□□

平ノ上穴野

田畑壺ヶ所

字若ばし

井ノ洞下

田畑壺ヶ所

字同断

同洞ノ上

畑壺ヶ所

八八九

字□□
コロシクチニテ

大縄場壺ヶ所

右飛地場四ヶ所、御当村地ニ古来ヨリ御座候処、右ノ訳末々至迄御承知可被成候

当村之内井下モニテ
字宮前

田畑壺ヶ所

若橋通午ケシンタ
洞□

荷付場所有り

若橋通
吹田洞ニテ

茶畑壺ヶ所

右之飛地三ヶ所、古来ヨリ御座候処、右之場所末々至迄急ト承知仕候以上

差入申一札之事

朝廷御料分笠松御支配所、加茂郡上川辺村地内之儀、字スベリ石口ヨリ惣チン洞口迄、田畑不残之内ニテ、田数三ツ分、嘉永四亥年より去午年迄廿ヶ年、並飛地之分畑、但シ続之義土居限り石さかい、文久四子年ヨリ去午年迄七ヶ年之内、両所共私シ共両人心得違ひ仕付、其御村方御村人衆中より御沙答受、一言之無申訳ケ、朝廷御料分相違無御座候て御詫申上、右田畑差戻し以後之義は急度不埒仕間敷候、為後日加判仕度依て如件

明治四年末三月

美州御料分川浦村
当 人 留 蔵

上川辺村

御庄屋

御役人衆中

四三二 戸籍送り状

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 明治六年(一八七三)の戸籍送り状である。福島村から上麻生村へ送られたもので、それぞれの人別帳から除籍・入籍するためのものである。

送り籍之事

(管)

岐阜県官轄

第百四拾二区

美濃国加茂郡福島村

市松姉 ぎん 廿三歳
同人姓 せき

右之者第二百一十一区、武儀郡上麻生村古田新助方え、
縁付繼シ度旨申出候ニ付、当村人別相除候間、其御
区人別ニ御差加得可被成候、為其送り籍仍て如件

明治六年癸酉二月

加茂郡福嶋村

副戸長

横山伊三郎印

(管)
同県官轄

武儀郡上麻生村

戸長

吉村久助殿

四三三 神社葺替願

○町内上川辺

上川辺区所蔵

一一 明治期

(解説) 明治八年(一八七五)の神社関係のものである。
阿夫志奈神社の末社唐武神社の修復を届けたもの。当時は
関係当局の許可が必要であつた。

神社葺替願

第十大区七小区加茂郡上川辺村鎮座

郷社阿夫志奈神社

末社唐武神社

葺替 但元形通

入費総計金三拾七円五拾銭

右之通区内一同示談之上、区費ニテ修復仕度候間、此
段御聞濟奉願上候以上

明治八年七月三十一日

氏子総代 井戸小左衛門印
上川辺村戸長 水野宇吉印
右区祠掌 山田秀道印

岐阜県権令 小崎利準殿

前書之通相違無之依て奥印仕候也

右区副区長 桜井亀三郎印

(朱書)

願之趣聞届候事

明治九年七月三十一日

岐阜
縣印

四三四 祭礼神事執行願

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説)

明治九年(一八七六)の神社関係のものである。阿夫志奈神社の祭礼について願書を提出したもの。当時は郡内九か村が関係していた。

御願

第十大区七小区

上川辺村始

加茂郡九ヶ村

一郷社阿夫志奈神社

右は本月十三日・十四日定祭ニ付、神事仕度此段願上候、最モ右之節定例之通、飾車壹両差出度、右両様共

御聞済之程奉願上候以上

明治九年八月二日

岐阜県権令 小崎利準殿

前書之通相違無御座候、依テ押印仕候以上

右区副区長心得

桜井亀三郎印

(朱書)

願之趣聞届候事

但其区屯所え可届出事

明治九年八月二日

岐阜
縣印

四三五 祭典神事執行願

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説)

明治一〇年(一八七七)の神社関係のものである。阿夫志奈神社の末社東武社が、二一年目に祭典を行うことについて、願書を提出したものである。

祭典御願

第十大区七小区

加茂郡上川辺村鎮座

郷社阿夫志奈神社

一末社東武社

右社之儀、二十一年毎二日数二十一日間、御饌献供並
献灯之上諸人神拝候処、本年廿一年目ニ相当り候、尤
区内一円示談相整候間、本月十五日ヨリ古来之通致執
行度、何卒御採用被成下度此段奉願上候以上

明治十年九月

右村氏子総代

林 長 作 印

同

水野 吉 印

〃

井戸小左衛門 印

右社神

山田 秀 道 印

岐阜県権令 小崎利準殿

前書之通相違無御座依テ奥印仕候以上

右区副区長心得

桜井 亀 三 郎 印

(朱書)

願之趣聞届候事

但該区警察分署へ此様可届出事

明治十年八月十一日

岐阜
縣印

四三六 祭事執行願

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説)

明治十一年(一八七八)の神社関係のものである。阿夫志奈神社の鳥居建立が完成したので、祭典を行うことについて、願書を提出したものである。

御願

第十大区七小区

加茂郡上川辺村鎮座

一郷社阿夫志奈神社

右社鳥居建築先般御願濟之上ニテ、最早普請モ出来仕候ニ付、本月十五日ニ餅投仕度候間、何卒御採用被成

下度比段奉願上候以上

明治十一年九月九日

右村氏子惣代

白村兵三郎印

同断

水野宇吉印

戸長

林長作印

右社神官

山田秀道印

岐阜県御嵩警察署長

六等警部 杉本義定殿

前書之通願上候ニ付奥印仕候也

右区副区長心得

桜井亀三郎印

(朱書)

願之趣聞届候条該区分署へ可届出事

明治十一年九月九日

岐阜県印

四三七 立木伐採並村社修復願

○町内下吉田

下吉田区所蔵

(解説) 明治一二年(一八七九)の神社関係のものである。南宮神社にある立木のうち、立枯れと風損の木を伐採し、村社を修復したいと願書を提出したものである。

御願

無格社南宮神社官有地

加茂郡

下吉田村

立木総数五拾六本

一 桧四本

但目通壹尺五寸ヨリ六尺五寸マテ

一 植二本

但目通壹尺五寸ヨリ三尺マテ

一 杉七本

但目通二尺ヨリ八尺五寸マテ

一 櫃拾五本

但目通壹尺五寸ヨリ七尺マテ

一 雑木式拾八本

但目通壹尺五寸ヨリ六尺マテ

内 壹本 立枯

但目通廻三尺七寸

内 壹本 風損

但目通廻六尺

右内書ノ木数枯木並風損相成候間、伐採仕リ村社修復ニ相用度、此段御採用奉願上候以上

明治十二年八月

右氏子惣代

馬場孫右衛門印

戸長

佐伯宮藏^印

受持祠官

山田秀道^印

加茂郡長 天野景昌殿

〔朱書〕

書面願之趣聞届候事

明治十二年九月四日

加茂郡長 天野景昌^印

〕

四三八 正遷宮願

○町内下吉田

下吉田区所藏

〔解説〕

明治一三年（一八八〇）の神社関係のものである。星神社の修復が完成したので、遷宮祭を行いたいとの願書である。

正遷宮願

一一 明治期

加茂郡下吉田村

宇清水平鎮座
一村社星神社

右社之儀、客年八月十二日葺替願済既ニ着手候処、本月十五日出来ニ相成候間、同廿五日正遷宮執行致度候条、此段奉願上候也

明治十三年三月二十二日

右村氏子惣代

馬場儀助^印

戸長

佐伯宮藏^印

祠官

山田秀道^印

加茂郡長 天野景昌殿

〔朱書〕

書面願之趣聞届候事

但該警察分署え可届出事

明治十三年三月廿二日

加茂郡長 天野景昌^印

〕

八九五

四三九 祭事執行願

○町内下吉田

下吉田区所蔵

御嵩警察署長

五等警部 杉本義定殿

(朱書)

願之趣聞届候条該区分署え可届出事

明治十三年三月廿三日 印

(解説) 明治一三年(一八八〇)の神社関係のものである。星神社の遷宮にさいし、祭典を行いたいとの願書である。

願

加茂郡下吉田村

字清水平鎮座
一村社星神社

右社之儀、明治十二年八月十二日葺替願申置候処、御聞届ニ相成候間、正遷宮執行致シ候ニ就テハ、該社境内ニ於テ投餅仕度候間、御指令写相添此段奉願上候也

右村氏子惣代

馬場儀助^印

戸長

佐伯宮蔵^印

祠官

四四〇 原野開墾願

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 明治一八年(一八八五)の原野開墾願である。原野を宅地とするため、隣接地主を保証人として、戸長を通じて岐阜県へ願書を提出している。

野開墾願

加茂郡中川辺村地内

字本丸百四十四番

一野式畝拾壹歩

加茂郡中川辺村

持主 矢嶋佳太

山田秀道^印

今般宅地成開墾願

但鍬下引御願不申候

右ハ今般宅地成ニ開墾致度御願、何方ニモ故障之筋無
御座候間、御聞届被成下度、仍て別紙絵図面相添此段
奉願候也

明治十八年一月三十一日

右願主

矢島 佳太^印

保証隣接地主

勝村 吉五郎^印

山田市良右衛門^印

遠藤 平十郎^印

岐阜県令 小崎利準殿

前書之通相違無之候也

明治十八年一月三十一日

加茂郡<sup>中川辺村
外三ヶ村</sup>戸長渡辺武五郎^印

〔朱書〕

書面願之趣聞届候条、明治十九年一月三十一日限成
墾反別取調可届出事

明治十八年三月三日

岐阜県令 小崎利準^印

四四一 中川辺駅伝組合規約書

○川辺町所蔵
(西村家文書)

〔解説〕

明治一八年（一八八五）の中川辺駅伝開設にと
もなう諸規約である。中川辺村など九か村の共同組合とし
て発足し、事務所を中川辺村に設置したが、そのときの業
務内容・就業人員などを規定している。総則・付則を定め、
運送物・運賃・事故など、また諸経費について、詳細に記
述した規約書である。

〔表紙〕

中川辺駅伝組合規約書

第二部 文書の部

組合規約書

- 一 本年本県甲第五十一号ヲ以テ 駅伝営業取締規則及 駅伝営業人取締細則御布達相成候ニ付組合営業人集会協議ヲ遂ケ左之通規約相定候事
- 一 駅伝取締人定員ハ別紙甲印書面之通
- 一 駅伝取締所及組合費用並ニ 駅伝取締人手当等收支方法ハ別紙乙印書面之通
- 一 駅伝取締所及組合事務条項ハ別紙丙印書面之通
- 一 会議規則ハ別紙丁印書面之通
- 一 陸運諸荷物請負営業人運送物取扱手続及取扱上責任ハ別紙戊印書之通
- 一 賃銭手数料並ニ旅籠料之額ハ別紙己印書面之通
- 一 規約違背者取扱方ハ別紙庚印書面之通
- 右之通規約相定候条御調査之上不都合之廉モ無之候ハ御認可被下度候也

明治十八年十二月二十二日

中川辺駅伝組合

規約評定委員

美濃国加茂郡中川辺村

同

栗山彦十郎印

勝村吉五郎印

八九八

岐阜県令小崎利準殿
右之通相違無之候也

組合戸長総代

加茂郡中川辺村外三ヶ村

戸長渡辺武五郎

同	美濃国加茂郡則光村	西村松五郎印
同	同	岩井惣右衛門印
同	同	渡辺金松印
同	同	佐伯善七印
同	同	高橋菊五郎印
同	同	佐伯元之助印
同	同	長谷川金右衛門印
同	同	酒井皆治郎印
同	同	井戸治郎印
同	同	田原次郎印
同	同	桜井喜助印

(朱書)

書面願之趣認可候事

但本年二月廿日ヨリ実施スヘシ

明治十九年二月十二日

岐阜県令小崎利準代理

岐阜県大書記官白洲退蔵印

(甲)

駅伝取締人定員

一 駅伝取締人定員ハ一名ニ相定候事

(乙)

駅伝取締所及組合費用

並ニ駅伝取締人手当等収支方法

第一条 駅伝取締所及組合費用並駅伝取締人手当等ニ

充シカ為メ組合營業人ヨリ駅伝取締所ヘ差出所ノ金額

左ノ如シ

一金八円四拾五錢 陸運諸荷物請負營業十三人

但シ尅人ニ付金六拾五錢

一金貳円五拾錢 人馬繼立營業十人

但シ尅人ニ付金貳拾五錢

一一 明治期

一金九円 宿屋營業三十人

但シ尅人ニ付金三拾錢

一金貳円貳拾錢 人力車營業十二人

但シ尅人ニ付金拾錢

一金拾五円七拾錢 陸運稼業百五十七人

但尅人ニ付金拾錢

一金貳円拾錢 渡守稼業

但下吉田村渡船場金貳拾錢中川辺村渡船場金五

拾錢西栃井村渡船場金貳拾錢西脇村渡船場金貳

拾錢每渡船場当りノ金額ヲ其渡船場限り營業人

員ニ賦課シ以テ一人別出金額トス

合計金三拾七円九拾五錢

第二条 陸運諸荷物請負營業人馬繼立營業宿屋營業人

ハ各同業者中ノ協議ヲ以テ等差ヲ設ケ前条之金額ヲ出

金スルモノトス尤モ此場合ニ於テ前条ノ金員ヲ増減スル事

ヲ得ス

第三条 前第一条之金員ハ其年一月七月之両度ニ半額

ツツ出金スルモノトス

但新ニ組合ヘ加入スルモノハ六月以前ハ全年分

七月以後ハ半年分其都度出金可致事

八九九

第四条 駅伝取締所及組合費並ニ取締人手当等支出ス

ル一ヶ年^{曆年}度 予算左ノ如シ

一金九円 取締人手当

一金三円 同旅費日当

一金貳円五拾銭 臨時雇入給料

一金壹円貳拾銭 取締所ニ用フル家屋借料

一金三円 諸器械費

一金五拾銭 取締所及取締人印章

一金五円貳拾銭 証票

一金貳拾銭 烙印

一金貳拾五銭 取締所門牌

一金貳円五拾銭 薪炭油筆黒紙郵便電信料

一金拾円六拾銭 創設費

合金三拾七円九拾五銭

第五条 駅伝取締人手当ハ一月七月ノ両度ニ半額則チ

金四円五拾銭ツツ可相渡事

第六条 駅伝取締人旅費日当ハ左之額ヲ以テ支給可致
事

旅費<sup>片道一
里ニ付</sup>

金五銭

滞在日当

金貳拾五銭

第七条 駅伝取締所及組合費用予算額ニ超過セル金員

ヲ要スルトキハ組合營業人へ協議ヲ遂ケ処分スヘキ事

第八条 金銭納払ハ取締所ニ於テ帳簿ニ詳記且受渡之境請取証書ヲ受授シ後日ノ証トナスヘキ事

(丙)

駅伝取締役所及組合事務条項

駅伝取締所之部

第一条 駅伝取締所ハ当分加茂郡中川辺村ニ相設候事

第二条 駅伝取締所休日左之通

一月一日三日 新年宴会

孝明天皇祭 紀元節

春季皇靈祭 神武天皇祭

秋季皇靈祭 神宮神嘗祭

天長節 新嘗祭

日曜日 取締所々在地社鄉村社例祭

第三条 駅伝取締所ハ午前第九時ヨリ午後第三時迄事務可取尤事務扱之繁簡ニ依り時限ヲ伸縮スル事之レアルヘキ事

但臨時取扱ヲ要スル事件有之トキハ休日及時刻等ニ
關セス何時ニテモ差支サル様可取計候事

第四条 駅伝取締所ニテ駅伝営業ヲ兼ヌルトキハ特ニ県庁ノ許可ヲ得ヘキ事

但本文営業上ニ係ル損益ハ組合一般之負担タルヘキ事

第五条 駅伝取締人ヲ県庁ニ於テ選拔セラレタルトキハ其趣ヲ本人へ通達シ取締所へ宛タル請書ヲ可為差出事

第六条 前条ノ外駅伝営業取締規則並ニ駅伝営業人取締細則中駅伝取締所ニ関スル一般ノ事務ヲ処弁スル事

組合之部

第七条 組合営業人ハ営業上ニ関スル事件ニ付一層便利取開方ニ注意シ就裡物貨運送ニ関スル営業人ハ通送配達方ニ尽力シ物貨ノ急速到達スル様協議シ県庁ノ認可ヲ得テ實際ニ施行スヘキ事

第八条 組合営業人ニ於テ規約ノ外営業上ニ関スル事件ヲ協議シタルコトアルトキハ駅伝取締所へ報告スヘキ事

(丁)

駅伝営業人會議規則

第一章 総則

第一条 駅伝取締所及組合ニ関スル事件ヲ會議ニ於テ決セントスルトキハ此規則ニ従フヘシ

第二条 會議ハ通常會議ト臨時會議トノ二類ニ別ツ其定期ニ於テ開クモノヲ通常會議トシ臨時ニ開クモノヲ臨時會議トス

但臨時會議ハ其特ニ會議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事件ヲ議スルヲ得ス

第三条 通常會議ハ毎年一度十一月ニ於テ之ヲ聞ク其場所ト日限ハ駅伝取締人之ヲ定メ各議員ニ通達スヘシ其日数ハ三日以内トス

第四条 通常會議ノ外會議ニ付スヘキ事件アルトキハ臨時會議ヲ開クコトヲ得其日数ハ二日以内トシ前条同様各議員ニ通達スヘシ

第五条 駅伝取締人ハ何時ニテモ適當ナリト思考スルトキハ臨時會議ヲ開クヲ得又組合営業人五分一以上ノ人員ヨリ開会ノ請求アルトキハ之ヲ開クヘシ

但一種又ハ若干種ノ營業ノミニ関スル事件ヲ議セントシ其關係営業人ノ内該営業人五分一以上ノ人員ヨリ開会ノ請求アルトキハ其営業人ノ會議ヲ開クヘシ

第六条 議案ハ駅伝取締人ヨリ之ヲ出スヘシ但議員ヨリ議案ヲ提出シ議長之ヲ駅伝取締人ト協議シ取締人ニ於テ採用スヘシト見認ムルトキハ會議ニ附ス

ヘシ

第七条 議長ハ毎会議中ヨリ公選スヘシ

第八条 駅伝取締所ニ於テハ議員名簿ヲ備ヘ置キ変更アル毎ニ加除スヘシ

第九条 組合区域内各種營業人一般ニ関係スル事件ハ各種營業人合併會議ヲ開キ一種又ハ若干種ノ營業ニ関係スル事件ハ其関係ノ營業人ノミニテ會議ヲ開クコトヲ得

第二章 選挙

一 議員ハ左ノ區別ニヨリ選挙スヘシ

一 陸運諸荷物請負營業人ニテ 二人

一 人馬繼立營業人ニテ 二人

一 宿屋營業人ニテ 二人

一 馬車營業人ニテ ○

一 人力車營業人ニテ 一人

一 陸運稼業人ニテ 五人

一 橋守渡守稼業人ニテ 三人

計 十五人

第十条 議員ハ俸給及旅費日当ナシト雖其會議ノ当日限リ弁当料トシテ金貳拾錢ヲ支給ス

第十一条 書記ハ駅伝取締人之ヲ選ヒ議長指揮シテ庶務

ヲ整理セシム其給料ハ会費ヨリ支弁スヘシ

第十二条 議員ヲ選挙セントスルトキハ駅伝取締所ニ於テ予メ選挙ノ投票ヲ為スヘキ日ヲ定メ之ヲ組合營業人ニ公告シ投票用紙ヲ附与スヘシ

第十三条 選挙ノ投票ハ予定ノ日駅伝取締所ニ於テ之ヲ為シ駅伝取締人之ヲ調査シ選挙会中ノ取締ヲ為スヘシ

但便宜ニ依リ駅伝取締所外ニ於テ選挙会ヲ聞ク事ヲ得

第十四条 選挙人ハ予メ駅伝取締所ヨリ付与シタル投票用紙ニ自己及被選人ノ住所姓名ヲ記シ予定ノ日之ヲ駅伝取締人ニ出スヘシ其投票多数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トシ同数ナラハ年長ヲ取り同年ナラハ籤ヲ以テ之ヲ定ム

但投票ハ代人ニ託シ差出スモ妨ケナシ

第十五条 投票終ルノ後駅伝取締人ハ當選人及選挙人投票ノ当否ヲ查シ若シ普通選挙法ニ触ルルカ或ハ當選人其選ヲ辞スルトキハ順次投票ノ多数ヲ得タル者ヲ取ルヘシ

第十六条 當選人ノ当否ヲ查定スルノ後駅伝取締人ハ其當選人ハ當選狀ヲ渡シ請書ヲ取り置ヘシ

但當選人各請書ヲ出シタル後駅伝取締人ハ其姓名ヲ組合營業人ニ公告スヘシ

第十七条 議員ハ隔年十月改選スルモノトス

第十八条 議員中欠員ヲ生シタルトキハ代員ヲ選舉スヘシ

第三章 議場整理

第十九条 議員ノ席次ハ籤取ヲ以テ予メ之ヲ定ムヘシ

第二十条 議事ノ時限ハ議長ノ意見若クハ會議ノ決ヲ以テ適宜之ヲ定ム

第二十一条 議事ノ終始ハ議長ノ指揮ニ依ルヘシ

第二十二条 議事中ハ議員ノ姓名ヲ稱ヘスシテ席次ノ番号ヲ用フヘシ

第二十三条 議長ハ議員ノ發言中無用ノ論說又ハ犯則ト見認ムルトキハ之ヲ制止スル事ヲ得

第二十四条 議事中ハ議員相私語シ或ハ吸煙スル等總テ議事ヲ妨クル挙動アルヲ許サス

第二十五条 議事中議員ハ議長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ議場ヲ退クヲ得ス

第二十六条 遅参ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ議席ニ着クヘシ

第二十七条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止スルトモ順ハサル者アルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得其強暴ニ渉ル者ハ警察官吏ノ処分ヲ求ムル事ヲ得

第二十八条 會議ハ傍聴ヲ許ス但議長ノ意見又ハ駅伝取締人ノ請求ニヨリ傍聴ヲ禁スルヲ得

第四章 議事

第二十九条 議員半数以上出席セサレハ当日ノ會議ヲ開クヲ得ス

第三十条 議案ハ駅伝取締人又ハ議長之ヲ議員ニ頒布スヘシ

第三十一条 議事ヲ開クトキハ議長ハ書記ヲシテ議案ヲ朗讀セシムヘシ

第三十二条 議事ハ第一次會第二次會第三次會ノ三會ニ區別ス

第三十三条 第一次會ニ於テハ議題ノ大意ヲ議シ其議題ノ為メ第二次會ヲ開ク可キヤ否ヤヲ決スヘシ若シ否決スルトキハ其議案ハ消滅セルモノトシ可決スルトキハ議長其第二次會ヲ開クヘキヲ報スヘシ

第三十四条 第二次會ニ於テハ議案ヲ逐条討論議決シ其議案ノ為メ第三次會ヲ開ク可キヤ否ヤヲ決スヘシ若シ否決スルトキハ其議案ハ消滅セルモノトシ可決スルトキハ議長其第三次會ヲ開クヘキヲ報スヘシ
但議決セル条節ノ整理ヲ要スルトキハ委員ニ付シ其報

告ヲ待チ第三次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ

第三十五条 第三次会ニ於テハ全案ニ就テ議決スヘシ

第三十六条 議案ノ趣旨ニ付弁明ヲ要スルコトアラハ

第一次会ノ始メニ於テ之ヲ質問スヘシ

但臨時疑議ヲ生スルトキハ此限ニアラス

第三十七条 議案ノ性質ニ依リ議長ノ意見若クハ議員二

名以上ノ請求ニ依リ数条ヲ聯絡シ又ハ一条ヲ数節トシ之

ヲ討論スルヲ得

第三十八条 凡ソ動議ノ賛成ナキモノハ之ヲ議題トナスヲ得ス

第三十九条 議案ヲ出シタル者ハ会議ニ於テ議案ノ趣旨ヲ

弁明スルヲ得ルト雖モ決議ノ数ニ入ルコトヲ得ス

第四十条 修正説ヲ提出セント欲スルモノハ文案ヲ起草

シ之ヲ議長ニ出シ又ハ議席ニ於テ陳述スルヲ得

第四十一条 修正説ノ否決セル者ハ其同次会ニ於テ再ヒ

提出スルヲ得ス

第四十二条 議員ハ会議ニ方リ十分討論ノ権ヲ有ス然レ

トモ人身上ニ付褒貶毀譽ニ渉ル事ヲ得ス

第五章 発言

第四十三条 發言セント欲スル者ハ起立シテ議長何番ト呼

ヒ其許可ヲ得ヘシ若シ二人以上同時ニ起立スルトキハ議長其一人ヲ指揮シテ發言セシム

第四十四条 討論問答ト雖トモ必ス議長ニ向ヒ之ヲ為スヘ

シ互ニ相応答スルヲ許サス

第四十五条 一議事未タ論了セサル間ハ他ノ議案ニ付テ發言スルヲ得ス

第六章 決議

第四十六条 會議ハ過半数ニ依テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニヨル

第四十七条 出席ノ議員ハ可否ノ数ニ入ラサルヲ得ス

第四十八条 可否ヲ決スルノ法ハ起立投票ノ二種トシ議長便宜ニ之ヲ用ユヘシ

第四十九条 可否ノ数ハ書記之ヲ検査シ其決定ハ議長之ヲ陳告ス

第七章 委員

第五十条 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニヨリ委員ヲ選ミ議案若クハ修正案ヲ查理セシメントスルトキハ會議ノ決ヲ取ルヘシ

第五十一条 委員ハ議員中ニ於テ議長之ヲ命シ又ハ議員ヲシテ之ヲ選舉セシムヘシ

但奇数ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二条 委員其付託セラレタル全案ヲ取捨シ或ハ之ヲ改竄スルヲ得其意見ハ過半数ニ依テ之ヲ決シ若過半数ヲ得サルトキハ最多数ニ依テ之ヲ決シ其理由ヲ録シテ之ヲ議長ニ報告スヘシ

但第三十五条但書ノ場合ニ於テハ条節ヲ転置シ字句ヲ修飾シ闕条ヲ補足スル事ヲ得ルト雖トモ其議決セル条節ノ意義ヲ変更スルヲ得ス

第五十三条 動議ヲ提出シタルモノハ委員会ニ列シ其主旨ヲ弁明スルヲ得

但可否ノ数ニ入ルヲ得ス

第八章 小会議

第五十四条 小会議ハ議案若クハ委員ノ報告書ニ付質問ヲナス等総テ内議ヲ要スル時ニ於テ之ヲ開クヘシ

第五十五条 小会議ハ傍聴ヲ許サス

第五十六条 小会議ニ於テハ第廿四条第二十五条第二十六條ヲ除クノ外本則ニ從フヲ要セス

第九章 附則

第五十七条 議員欠席スルトキハ其事由ヲ議長ヘ届出ヘシ
第五十八条 議員忌引ノ者アルトキハ議長ハ之ニ除服ヲ命

スルヲ得ヘシ

(戊)

陸運諸荷物請負營業人運送物取扱手續及取扱上責任

第一条 該營業人運送物請取ノ約束

第一節 荷作りハ極メテ堅固ナルヘク且ツ其量目ヲ正クシ封印ヲ密ニシ差出方及ヒ先方届ヘキ地名宿所番号及姓名等ハ最モ詳記アルヘシ

第二節 正金銭紙幣公債証書証券印紙郵便切手電信切手其他諸証券為換手形証文類トモ凡テ封印ノ俚取扱フヲ通例トス故ニ其總計ヲ表記シ一封ニ付三判以上ノ封印アルヘシ又差出人ノ都合ニヨリ正品ヲ顯ストキハ員数ヲ詳記セル正確ナル送状ニ差出方ノ証印ヲ要スヘシ

第三節 正品ヲ顯セシ通貨ハ金貨ヲ請取銀貨ヲ渡シ或ハ銀貨ヲ請取銀行紙幣ヲ渡ス等ノ事アルヘシ若シ其当品ニ限ルトセハ送状ヘ其品訳ヲ明記アルヘシ

第四節 運送物封シ方及ヒ作り方粗造ニシテ運送中危害ヲ免レ難シト見認ムルトキハ荷主ノ立会ヲ乞テ之ヲ封シ替ヘ又ハ作り直スコトアルヘシ然ルトキハ其品ニヨリ相当ノ手数料ヲ受取ルヘシ

第五節 特別運送物ハ勿論通常運送物ト雖トモ陶器硝子其他脆薄破損シ易シ物ハ荷作方堅固ニ防キ其品名ヲ明記アルトキハ可成注意ヲ加ヘ運送スルモノトス

第六節 火薬其外暴性燃氣ノ品及濡汚ノ他物ヲ害スヘキ品類ハ明治十七年太政官第三拾壹号及三拾貳号御布告ヲ遵奉シ凡テ別段ニ運送スヘシ故ニ右等ノ物品通送ノ委託有之向ハ殊ニ注意シ其報告アルヘシ

第七節 長尺嵩モノ箱モノ等別段ノ手数ヲ要スル品及賃錢向キ払ノ分ハ増賃錢ヲ受クヘシ

第八節 運送物仮令請負營業人ノ店先ヘ持込タル後ト雖モ其請取方ノ手續ヲ済ササル前ノ事故紛失ハ該營業人ニ於テ其責ニ任セサルヘシ

第九節 送状ニ若シ特別通常ノ區別記載ナキ運送物アルトキハ總テ通常運送物トシ取扱フヘシ

第二条 運送物ヲ受取人ヘ渡ス約束

第一節 運送物配達ノ節其実品或量目封印ヲ検査シ或ハ送状ニ照シテ無異議受取渡シヲ済セシ後ハ其物品ニ就テ事故云々ヲ生スルモ請負營業人ニ於テハ一切関与セサルヘシ

第二節 配達物品ハ其届先姓名宿所ニ於テ受取証書ト

引換ニ之ヲ渡スヘシ故ニ途中又ハ請負營業人ノ店前ニ於テ受取方ノ申入アルトモ其本人ニ相違ナキヲ正ニ知り得ルニアラサレハ決シテ渡スヘカラス又先払賃ノ運送物ハ其賃錢ヲ受取サレハ之ヲ渡スヘカラス

第三節 請取ヘキ本人不在或ハ移転ノ故ヲ以テ再三配達スヘキ勞ヲナストキハ其度数毎ニ相当ノ配達料ヲ申受ヘシ

第四節 受取人ノ宿所姓名ノ認方不明瞭ニシテ達スヘキ術無之分ハ賃錢先払ヲ以差出人ヘ戻スヘシ

第五節 受取ヘキ本人移転又ハ不在中同官或ハ親戚知人ノ故ヲ以其運送物ヲ受取度旨申込アルトキハ差出人ヘ問合せ正ニ承知ノ確報ヲ得タル上之ヲ渡スコトアルヘシ

第六節 証書引換渡約定ノ運送物ハ到着ノ趣受取人ヘ報知ノ日ヨリ五日ノ間ニ引取アルヘシ若シ五日以上之ヲ預ルトキハ更ニ其約定ヲナシ預リ中一日ニ付金額拾円迄毎ニ通常運送物ハ金五厘特別運送物ハ金壹錢ツツノ割合ヲ以預り料ヲ受取ル可シ

但シ旅行先止置引換ノ品ニテ其運送物其地ニ達セシモ之ヲ受取ヘキ本人未タ着セサル間ノ日数ハ限外トス

第三条 運送物損害弁償ノ約束

第一節 通常運送物ハ損害弁償ノ約束ヲ為サスト雖トモ

ヲナスヘシ

申受損害弁償ノ責ニ任スヘシ其責任ハ濡霑破損何様ノ場ニ於ケル
合モ紛失竊盜蹟跡ノ有無ニ拘ハラス水火難船六種ノ損害弁償トス

元 價 高	五 兩 迄	拾 兩 迄	貳 拾 兩 迄	三 拾 兩 迄	五 拾 兩 迄	百 兩 迄
里 二 十 五 以 內	六 錢	八 錢	拾 貳 錢	拾 六 錢	貳 拾 錢	四 拾 錢
以 內 五 十 里	八 錢	拾 錢	拾 五 錢	貳 拾 錢	貳 拾 五 錢	五 拾 錢
以 內 百 里	拾 貳 錢	拾 四 錢	廿 壹 錢	貳 拾 八 錢	三 拾 五 錢	七 拾 錢
里 百 五 十 以 內	拾 六 錢	拾 八 錢	廿 七 錢	三 拾 六 錢	四 拾 五 錢	九 拾 錢
以 內 二 百 里	貳 拾 錢	廿 貳 錢	卅 三 錢	四 拾 四 錢	五 拾 五 錢	壹 兩 拾 錢
以 內 三 百 里	廿 四 錢	廿 八 錢	四 拾 貳 錢	五 拾 六 錢	七 拾 錢	壹 兩 四 拾 錢
同 以 外	三 拾 錢	卅 六 錢	五 拾 四 錢	七 拾 貳 錢	九 拾 錢	壹 兩 八 拾 錢

請合ト称シ左ノ請合料ヲ申受其約束ヲ為スヘシ

但請負營業人ノ資力ト都合ニ依リ此約束ヲ成シ得サルコトアルヘシ

一一
明治期

[illegible]

償ノ約束証書ヲ渡スヘシ

其実品ヲ検査スヘシ

引換ニ受取り向キ払ノ約束ヲナスヘカラス

メ立会ノ上開封スヘシ然シテ表包破損アルトモ量目等ニ

不足ナク且送状ニ照シテ無異状以上ハ請負營業人表包破損ノ責ヲ免ルヘシ尤其量目等ニ不足ナ状ニ照シテ不足ヲ生シ或ハ破損アルトキハ取糺ノ上特別通常運送物ノ区

別ニ從ヒ送状代価ノ割合ヲ以テ弁償ノ手續ヲ為スヘシ然レトモ其代価附之ナキ品ハ本条第八節ニ照シテ之ヲ弁償スヘシ

第八節 包中ノ物品員数及代価ハ送状ニ記載アルヘシ其記載之レナキ運送物通送配達取扱中万一盜難紛失損害ノ事故有之トキハ凡テ通常運送物中荒荷物ト見做シ一貫目ニ付金壹錢ヨリ不寡金拾錢ヨリ不多ノ金額ヲ以テ之ヲ弁償スヘシ

第九節 金銀珠玉ノ宝器類其他小封ニシテ高価ノ品ハ通貨同等ノ運賃ヲ可申受ニ付是又品名代価ヲ必ス記載アルヘシ若シ其記載之レナキカ或ハ他ノ雜荷中ヘ混入セシトキ之ニ事故ヲ生スルトモ前節ニ從テ之ヲ弁償スヘシ

第十節 送状或ハ表包ノ記載ト其包中ノ物品ト相違アルヲ了知シ或ハ察知スルニ理アルトキハ荷主或ハ駅伝取締人ノ立会ヲ以テ之ヲ発包シ検査スルコトアルヘシ若シ表記ト其包中ノ物品ト相違アルトキハ荷主ヨリ再包ノ入費ヲ弁セシメ其表記送状ヲ改正セシムヘシ又表記ト物品ト相違ナキトキハ請負營業人ニ於テ元ノ如ク十分ニ包緘シ其入費ヲ弁スヘシ

第十一節 運送物ハ精々早着ヲ注意スト雖トモ雪川支或

ハ暴風雨其他運送中無止事故アリテ遷延セシ為ニ生スル荷主ノ損失ハ弁償セサルヘシ

第四条 損害弁償ノ方法

第一節 損害弁償ノ法ハ其請合タル物品ノ原価ニ基キ通用貨幣ヲ以テシ正品物ヲ以テセサルヘシ

第二節 弁償ノ金額五百円以下ハ三十日以内千円以下ハ五十日以内是ヨリ以上ハ百日以内ヲ限り最初運送物運送方ヲ請負タル營業人ヨリ荷主ヘ払フヘシ

第三節 破損濡霑等ノ損失弁償ノトキ請負營業人ノ都合ニヨリ其物品ヲ該營業人ニ引取り原価ノ總金額ヲ払渡シ或ハ入札払トシ其売代金ト原価ノ不足分ヲ払フ事アルヘシ

第四節 損害弁償ハ最初荷主ヨリ運送物ノ運送方ヲ請負タル營業人ノ責任トス故ニ遠路又ハ該營業人ノ便宜ニ依リ他ノ同業者ヘ託シ繼送或ハ配達方ヲ為サシムル事アリテ其繼送或ハ配達中損害ヲ生スルトモ最初受負タル營業人ニ於テ荷主ニ対シ弁償スヘキモノトス

但各營業者中ノ弁償方法ハ相互ニ定メ置クヘシ

第五節 弁償ノ責任ハ家族雇人陸運稼業人船夫等其使用シタル者ノ過失ニテ損害ヲ生スルトモ之ヲ使用シタル請負營業人ニ於テ負担スヘシ

第六節 此規約書ハ他ノ組合ニ対シ効アルモノニアラス故ニ
運送物継送或ハ配達方ヲ他ノ組合營業人ニ託シタルトキ
損害弁償負担等ノ義ハ特ニ約束ヲ為スヘシ

(己)

賃錢手数料並旅籠料定額

陸運諸荷物請負營業之部

物貨運送賃錢表

金 里 高 程	通							貨	
	五 圓	拾 圓	貳 拾 圓	三 拾 圓	五 拾 圓	百 圓	諸公債証書為換 手形百圓ニ付	過 目 十 匁 迄	五 厘
廿五里 以內	迄五錢	迄六錢	迄八錢	迄十錢	迄十四錢	迄二十錢	廿六錢	五厘	一錢
五十里 以內	六錢	七錢五	十錢	十二錢	十七錢	廿五錢	廿八錢	二錢	二錢
百 里	八錢	十錢五	十四錢	十七錢	廿五錢	四十五錢	三十六錢	三厘	三厘
百五十 里以內	十錢	十三錢	十八錢	廿二錢	卅一錢	五十五錢	四十四錢	四厘	四厘
二百 里以內	十三錢	十六錢	廿二錢	廿七錢	卅八錢	七十錢	五十六錢	五厘	五厘
三百 里以內	十七錢	廿一錢	廿八錢	三十五錢	四十九錢	七十九錢	七十二錢		
同以外	廿二錢	廿七錢	卅六錢	四十五錢	六十三錢	壹圓			

一 通貨五拾圓以上ハ凡テ百圓賃錢ノ割合ニ候事

一一 明治期

一 通貨百圓ノ量目制限ハ五十圓迄ト定ム故ニ之レヲ踰候
分ハ過目十匁迄毎二十匁ノ賃錢申受候事

一 諸公債証書為替手形等百圓未滿ノ分ハ百圓ノ賃錢申
受以上百圓賃錢之割合ニ候事

一 諸公債証書為替手形等百圓高ノ量目制限ハ十匁迄ト
定ム故ニ之レヲ踰候分ハ過目十匁迄毎二十匁ノ賃錢申
受候事

一 無記名起業公債証書ハ他ノ諸公債証書ト異リ金貨同
様通用ノ品ニ□□□

一 金銀珠玉等ノ高価物ハ其代価ヲ以通貨同様ノ賃錢申
受候事

貨	物	里 量	里 目
以上一 里迄毎	一厘	一匁	一匁
一厘	二厘	二匁	二匁
二厘	三厘	三匁	三匁
三厘	四厘	四匁	四匁
四厘	五厘	五匁	五匁
五厘	六厘	六匁	六匁
六厘	七厘	七匁	七匁
七厘	八厘	八匁	八匁
八厘	九厘	九匁	九匁
九厘	一錢	十匁	十匁
一錢	二厘	余一匁	目迄毎

一 一道一部内限多数ノ荷物ヲ一度ニ通送シヌハ水路ヲ兼
通送スル等ノ如キハ表面賃額ノ内一割ヨリ七割迄可成
之ヲ減シ通送可致候事

一 一ヶ所ヘ宛一時ニ差出ノ荷高三百匁目以上ハ一割ヨリ

九〇九

- 一 割半ヲ減シ可申事
- 一 陶器玻璃其他損シ易キ品ハ表面賃錢高ノ一割増以上五割迄其實際ニ付約束可致候事
- 一 人足持荷物賃錢ハ量目七百目迄一里ニ付三錢五厘右量目ヲ踰ル分ハ七百目迄毎二三厘五毛ツツ相増候事
- 一 積雪或ハ峽シキ山坂ノミヲ運送スル物貨ハ壹割ヨリ五割迄ノ内相増候事
- 一 長尺嵩物箱類等別段ノ手数ヲ要スルモノハ表面賃錢高ノ一割ヨリ三割迄相当ノ増賃申受候事
- 一 向払及配達料ハ表面運賃ノ外左ノ通申受候事

向	払	市内配	達料	在村幸便	在村別配	達料	一里迄毎
程里	貨増	貨通	貨物	貨通	貨物	貨通	貨物
五十里以内	十分ノ一	五十里以内	一貫目迄	二錢上	八厘上	三錢上	一錢二厘上
百五十里以内	十分ノ一	百五十里以内	一貫目迄	二錢五厘上	一錢五厘上	三錢五厘上	二錢上
二百五十里以内	十分ノ一	二百五十里以内	一貫目迄	四錢上	二錢五厘上	四錢上	二錢五厘上
三百里以内	十分ノ一	三百里以内	一貫目迄	五錢上	三錢五厘上	五錢上	三錢五厘上
三百五十里以内	十分ノ一	三百五十里以内	一貫目迄	六錢上	四錢五厘上	六錢上	四錢五厘上
三百里以外	十分ノ一	三百里以外	一貫目迄	五錢上	三錢五厘上	五錢上	四錢五厘上

- 一 特別運送物危難請合料ハ陸運諸荷物請負營業人運送物取扱手續及取扱上責任規則書中ニ記載ノ通申受候事
- 一 人馬繼之營業之部
- 一 下川辺村之分
- 一 当村ヨリ太田駅迄
人足 一人 金五錢二厘五毛 里程一里十八丁
- 一 馬 一匹 金七錢五厘 一里ニ付三錢五厘之割
- 一 当村ヨリ中川辺村迄
人足 一人 金一錢七厘五毛 里程十八丁
- 一 馬 一匹 金二錢五厘 一里ニ付三錢五厘之割
- 一 中川辺村之分
- 一 当村ヨリ下麻生村迄
人足 一人 金三錢五厘 一里ニ付三錢五厘之割
- 一 馬 一匹 金五錢 一里ニ付五錢之割
- 一 当村ヨリ神湊村下市場迄
人足 一人 金十二錢二厘 里程三里半
- 一 一里ニ付三錢五厘之割

馬 一疋 金十七錢五厘

一里ニ付五錢之割

下麻生村之分

一当村ヨリ神湊村下市場迄

里程三里

人足 一人 金十二錢

一里ニ付四錢之割

馬 一疋 金十五錢

一里ニ付五錢

一当村ヨリ和泉村迄

里程五里

人足 一人 金十八錢

一里ニ付三錢五厘之割

馬 一疋 廿二錢五厘

一里ニ付四錢五厘

右之外脇道儀ハ一里ニ付人足一人金四錢馬一疋五錢之割ヲ以テ繼立可申事

一人足物量目七貫目迄

一人分

但七貫目以下ノ輕荷ハ勿論案内狀タリトモ是ヲ一人

分ト定メ七貫目以上ハ七百目迄毎ニ賃錢高ノ一割宛

割増申受候事

一宿駕籠 二人五分

手荷物三貫目迄

一垂駕籠 三人分

同 三貫目迄

一切棒駕籠 四人分

同 一貫目迄

一長棒駕籠 五人分

同 四貫目迄

一馬荷物 一駄三十六貫目迄

但増貫目ハ三貫六百目迄毎ニ一割増賃錢之割合ヲ

以テ申受候得トモ其重量馬一疋ノ力度ニ難及過貫目

ノ分ハ人足ニ換ヘ人足賃ヲ申受尚重量之分ハ馬二疋

ニ仕訳ニ疋分賃錢申受候事

一雨雪之時ハ其模様ニ從ヒ一割ヨリ不少五割ヨリ不多割

増申受候事

一雪中馬足難相立時ハ人足ニ換ヘ人足賃及割増トモ申受

候事

但非常ノ深雪ハ別段ニ候事

一人馬トモ橋錢渡船賃ハ雇主ヨリ仕払可相成候事

一案内狀面之人馬不用流レニ相成候節ハ本途賃錢之半

高以内可申受候事

一早追ハ定賃錢ノ五割但夜中ハ一倍ノ割増申受候事

一通常人馬夜繼ノ分ハ五割ノ割増申受候事

但途中ニ於テ夜行ニ相成候時ハ右割合至当ノ増賃申

受候事

一手数料ハ左ノ通りニ候事

人一人ニ付

金壹錢

馬一疋ニ付

金壹錢五厘

宿駕籠一挺ニ付

金貳錢五厘

垂駕籠一挺ニ付 金三錢

切棒駕籠一挺ニ付 金三錢五厘

長棒駕籠一挺ニ付 金四錢

宿屋營業之部

一旅籠料

最上等一泊 二飯 金貳拾五錢

上等一泊 同 金拾六錢

中等一泊 同 金拾三錢

下等一泊 同 金拾錢

下々等一泊 同 金八錢以下

上等昼飯 金六錢

中等昼飯 金五錢

下等昼飯 金四錢

一牛馬宿料

一夜 秣料飼料共金五錢

一別段酒肴等ノ請求アルトキハ相当ノ代価申受候事

人力車營業之部

一中仙道 一里ニ付

一人乗 金四錢

一飛驒街道 一里ニ付

一人乗 金五錢

右之外

一脇道 一里ニ付

一人乗 金七錢

一雨雪ノ時ハ五割増之事

一夜中ハ五割増之事

但途中ニ於テ夜行ニ相成候時ハ右割合至当ノ増賃申

受候事

一先曳人夫賃ハ一人一里ニ付金四錢申受候事

一途中待合賃ハ車夫一人一時間ニ付金貳錢申受候事

一乗客ト車夫トノ協議ニ依リ臨時賃錢ヲ減額スル事アルハ

シ

一橋錢渡船賃ハ雇主ヨリ仕払可相成候事

陸運稼業之部

一荷積小車 一輛

荷物四十貫目積迄 一里ニ付 金五錢

但一人輓

一荷積小車 一輛

荷物六十貫目積迄 一里ニ付 金八錢

但二人輓

一 駄馬駕籠諸荷物運搬人夫

人馬繼立營業ノ部ニ記載ノ賃錢ヲ申受候事

一 輕尻馬 一疋

一人乗 一里ニ付 金五錢

一 荷物過貫目ハ最多積量ノ壹割ヲ増ス毎ニ壹割死ノ増賃申受候事

但一度ニ積載難致多量ノ過貫目ナルトキハ二個ニ仕分ケ二個分ノ賃錢申受候事

一 雨雪等ノ時ハ其模様ニ從ヒ一割ヨリ不寡五割ヨリ不多割増申受候事

一 夜中ハ五割ノ割増申受候事

一 橋錢渡船賃ハ雇主ヨリ仕払可相成候事

一 一日雇賃左之通

一 荷積小車 一輛

荷物四十貫目積迄 金貳拾錢

但一人輓

一 荷積小車 一輛

荷物六十貫目積迄 金三拾錢

但二人輓

一 駄馬 一疋

一一 明治期

荷物三十六貫目附迄 金貳拾貳錢

一 駕籠 一挺

二人釣 金三拾錢

一 諸荷物運搬人夫 一人

荷物七貫目以下運搬ノモノ金拾五錢

一 輕尻馬 一匹

一人乗 金貳拾貳錢

一 雇主ノ自宅ニ就キ就業スルモノニ限り雇主ト稼人トノ協議ニ依リ臨時賃錢ヲ減額スル事アルヘシ

規約違背者取扱方

第一条 規約ニ違背シタルモノハ違約謝金トシテ其年組合費各自出金高ヨリ尠カラス三倍ヨリ多カラザル金員ヲ可

差出事

第二条 規約ニ違背シタルコト三回以上ニ及フトキハ毎回

最多ノ金額ヲ差出スヘキ事

第三条 駄伝取締所ハ違背者アルトキハ金額ヲ定メ本人ヨリ徴収スヘキ事

但本人ヨリ訖書ヲ可為差出事

第四条 右徴収シタル金員ハ駄伝取締所ノ收入トシ該取締所ノ費用ニ可充事

九一三

第五条 規約違背者アルトキハ該違背者ノ職業住所氏名事故及徴収シタル金高等ヲ取調駅伝取締所ヨリ県庁及ヒ警察官署ヘ可届出事

但違背ノ顛末便宜取締所ニ揭示シ且ツ新聞紙ヲ以テ公告スルコトアルヘシ

四四二 郡役所移転願書

○川辺西小学校所蔵

(解説) 明治二三年(一八九〇)の願書である。一〇年前行政区制定のさい、郡役所が太田町に設置されたが、郡内中心地でなく不便なため、そのさい郡代表者の連署で川辺村へ移転を上申した。今回再び役所移転を実現するため、内務大臣に上申したものである。

上書

草莽ノ微生等黄嘴ヲ容スルルハ、万死ノ罪ナリト雖モ、曩ニ法律第三十六号ヲ以テ、郡制御発布相成、其実施亦正ニ近キニ在ラントス、故ニ茲ニ本郡ノ利害ニ付、聊カ左ニ

意見陳述仕候、抑モ本郡タル数百年來ノ一郡区トシテ、去明治十二年郡役所御配置ノ際、本郡一円ヲ以テ一ノ行政区ト定メラレ、一郡一庁ヲ置カレタリ、其地勢タル中(驛)ニ飛川横流シ、東西二部ニ分ツト雖モ、近時二大橋梁ヲ架設シ、更ニ洪水ノ憂ナク全郡自由ニ相行通スル事ヲ得、殊ニ地勢人情ヲ同クシ、且人口地価等ニ至テモ、充分一郡ノ經濟ヲ維持スルニ足ルベク、実ニ充全ノ郡区ト謂ツベシ、故ニ郡制御実施ニ付テモ、分合等ノ変換ハ決シテ無之儀ト確信仕候得共、万一分離合併等ノ異説相立候テハ、郡民一同ノ不幸ト存シ候間、行政区画ノ儀ハ従前ノ通御据置被下度、併シ郡役所位置ノ儀ニ付テハ、御配置以來其不便ヲ唱ヘサルモノ少ク、抑モ太田町ハ本郡西南ノ極端ニシテ、其不便利等ノ贅言ヲ俟タス、其所以御創設ハ明治十二年ニシテ、其翌十三年直チニ太田町ノ不便ナルヲ感ジ、川辺村中川辺ニ移転ノ儀、郡内町村六分以上ノ同意者連署ヲ以テ、本県知事ヘ上願セシ書面ニ依テ明カナリ、然ルニ目下太田町・八百津町ノ如キ頻リニ狂奔シテ、互ニ位置ヲ争ハントス、其手段各村々ノ連署ヲ請ヒ、其連署ノ多キヲ以テ其便利ヲ表セントス、然レトモ其連署タル一ハ、人情交誼上ニ出ヅルモノアリ、或ハ曩ニ衆議員選挙競争以後、

東西二部ニ團結シ互ニ反動力ヲ起シ、只東部・西部ノ争トナリ、何レガ便利ノ地ナルヲ問ハス、故意ニ調印ヲ為スモアリ、単ニ東西ノ競争心ヨリ、郡内衆民ノ便否且将来ノ利害ニ着目セス、猥リニ連署ノ為スモノニシテ、如何ニ便利ヲ虚構ナスモ何レモ取ルニ足ラズ、尤モ八百津町ノ如キハ素ヨリ、東部ノ極端ニシテ東ハ直チニ他郡ニ接シ、北ハ特ナル坂路ニシテ、其不便他ニ多弁ヲ要セスシテ明カナリ、然ルニ我村民ノ如キハ真ニ中立ニシテ、只公平ノ処置ヲ仰キ郡民一同ノ便利ヲ図ラントスルノミ、其地タル概シテ半農半商、素ヨリ暗愚ニシテ智力ヲ施シ奔走シ、競争ヲ為スノ腦力ナシト雖モ、実ニ本村ハ本郡ノ中央ニシテ、人心ノ帰向スル処今之ヲ郡ノ与論ニ質スモ、其賛成者ノ多キ事、恐クハ本村ノ右ニ出ズルノ土地ナカラント自ラ信認仕候、其実証タル前述ノ如ク、曩ニ太田町ニ配置セラルルヤ、直チニ之ヲ不便ナリトシ其移転地所ハ、本村ヲ最モ適當ノ場所ナリトシ、同時尚八百津町ノ奔走セシニモ拘ハラズ、郡内六分以上ノ賛成アリシハ、今ヲ距ル十ヶ年以前ノ事ニシテ、今日ノ如キ種々ノ原因ヨリシテ、地理ノ便否ヲ察セズ、調印ヲセシモノト同一ノ比ニ非ズ、其當時本村ニ移スノ連願ヨリ、実ニ真成ノモノト自信仕候、斯ク陳タルトキハ猥リニ自村ヲ賛美シ、他

ヲ非難スルニ似タルト雖モ、決シテ然ルニ非ラズ、只郡内公衆ノ帰向スル真正便宜ノ地ヲ選ビ、郡衙ヲ置セレン事ヲ願スルノミ、仰キ願クバ閣下宜シク御参考ノ上、御明断アラン事ヲ謹テ陳進ス

明治二十三年八月廿三日

加茂郡川辺村人民総代

矢島 広三郎 印
西村 才三郎 印
吉田 金左衛門 印
幸村 喜八 印
栗山 彦十郎 印
平岡 直八 印
平岡 武助 印
桜井 銀三郎 印
田原 兼四郎 印
田原 作平 印
大谷 長五郎 印
日下部 藤右衛門 印
鈴木 所三郎 印
木下 喜右衛門 印
田原 鶴藏 印

如茂郡川辺村長 勝村伴二郎^印
矢嶋八兵衛^印

内務大臣

伯爵西郷従道殿

(表紙)

西八月七日午後二時着

春
夏 蚕種規則

栃井村ヨリ着

石神村順達

四四三 春夏蚕種規則

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 年号不詳であるが蚕種に関する通達である。岐

阜県庁から蚕種規則一六か条が出されたので、世話役が関係四六か村の戸長あてに回付したもの。国内外用の取り扱いなど、養蚕業に従事する上での心得が詳細に記載された通達である。

- 一 蚕種之儀昨壬申六月布達之通、本部之名義相廃、紙一枚を以蚕種紙一枚ト可申事
- 一 免許印紙料国内用、海外輸出等都て左之通り、生繭製他今之生繭ヲ買入、蚕種製造致候も兼て禁止ニ付、生繭製他限り蚕紙製造イタシ出来候上は、各々名前面ニ其外は雛形之通調印致事
- 一 免許印紙無之蚕種紙内外売渡禁止、若違犯密ニ売買致買請候者より其品取上、売渡候者ハ売代金取上ケ、双方免許印紙料は倍之料取立可申事

第二則

- 一 夏蚕掛合之種類ハ可成丈ケ製造致間敷、若製造候者ヨリ春蚕原紙製造不相成、今般若製造候者より、春蚕原紙規則之通売渡所ニおいて、薄紙漉立先へ打込

印ノ上、御売下ケ可相成候条、右之原紙製造可致、尤免許印紙料ニ印紙帳付方ノ儀ハ、春蚕同様たるベシ、只夏蚕初度之卵種ハ、原紙規則之外之紙相用不苦事

但シ蚕ニ春蚕之原紙又ハ自尽之紙ニ、製造売買致相願はるるニおいてハ、買受候者より其品取上ケ、売渡候者共ハ売代金取上ケ、双方共蚕種一枚ニ付、金五十錢ツツノ料ヲ取上ケ可申事

一 余付再出之製造並粗班之蚕種処卵は、以糊付補装等致等ハ一切不相成、万一犯則之者有之相願はるるに おいてハ、其品取上ケ前条但書同様、科料取立可申事

一 蚕種之儀ハ都て産出之供一切手入等致間敷処、若見場不宜ヲいとい、白巢拔取跡又ハ産付班等、他ノ卵ヲ以補装致候者ハ、仮令其品精良ニ候共取上ケ、前条同様科料取立候事

一 原紙漉立を始売捌之義ハ、兼て及布達之規則之通押印、之ト売下ケハ条内外用、勿論自用種たりとも、右規則ニ背候原紙へ仕付候儀不相成、万一犯則之者ハ其品取上ケ、要条同様ノ科料取立可申事

一 蚕種製造人トモ事故アリテ、自家ニて難製者之他ノ家借受製造之儀ハ不苦候ヘハ、両三名申合生繭持寄、蚕種製造候儀ハ一切不相成、万一犯則之者ハ其品取上ケ、前条同様科料取立可申事

但結社之上製造所設立、全不混合同品之蚕種紙を以、養蚕致は此限ニ非ざる事

一 密ニ蚕種製造致他之製と一名判等借受、押印之者本人ハ其品取上ケ、名前貸渡候者ハ一同前条同様之科料取立可申事

一 蚕種製造人並養蚕人ハ宿寄ヲ以組合相立、組合兩人ツツ交番ニて世話役相定、諸般世話方取扱可為致、給金之儀ハ其組内ヨリ給与可致筈ニ付、支配所ニおいて大惣代談示之上、相当之給額相立可申事

但右組合ハ凡百人ヲ目当ニ致、最寄ニ限取極可申、尤土地管轄之分割ニ寄、組合人員増減ハ便宜ベキ事

一 大惣代世話役タルモノハ素より蚕業熟練之筈ニ付、未熟之養蚕家へ方法教諭可致、且養蚕之儀ニ付新發明之事有之候ヘハ、其筋へ申立組内ヘモ伝習可致事、自然味宜敷物有之候ハハ、支配役所へ申立、支配役所

ニおいてハ、租税寮へ申立次第、別段之御詮議ヲ以
開発可申付事

一 養蚕人之内にて、近隣にて春飼立候ヲ□□□□は、
春蚕不研究ヨリ之儀ニ相聞候条、右様之土地別て大
惣代・世話役厚教諭を加へ、追て春蚕ニ飼替相成様
可致事

一 新規養蚕營業有志之者ハ、桑葉之手当養蚕之心得等、
大惣代・世話役にて取乱未熟之向ハ篤と教諭、海外
輸出可相成候事

一 総て右規則ニ戻り候処扱有之候へハ□に可申付事タダ
アフミゴミノ綿繭と唱え、寄合繭作り候蚕ハ製糸不
相成候間、右種類を以蚕種製造へ、勿論養蚕之儀ハ
一切不相成事

但御国用掃立済之原紙ハ、免許印紙其外全備之分、
大惣代持場限取□原紙価五割引之割合ヲ以、御買
上ケニ相成可申、都て前ノ事實受ル残紙に元代価
を以、御買上ケニ相成候ニ付、其俟翌年相用候義
不相成、尤運輸諸入用之義ハ前文同様ニ候事

一 原紙裏面ハ御規則雛形之通り、先ニ押印有之候間製
造人名面押印、外ハ書入等致義不相成、表面ニ□共

出入候印之義、大惣代持場限り可相成丈同一ニ相成
候様可致事、粗班薄付等にて穴明等有之候分ハ、追
補装不相成様空間世話役ニおいて、証印又ハ小印等
致置可申事

一 印紙売捌之印不残之印紙え、製造之種又ハ再出余付
糊付其他、御規則ニ□□□品ハ見掛次第、取□□取
ヨリ管轄庁え可申出事

癸酉六月

岐阜県庁御印

今般別紙之通蚕種製造之儀、追々御規則ニ相成居候処、
格別御改原紙御売下ケ相成、自分用イ手種等一切不相
成旨被仰出、若一犯則族有之候ハハ、如何様之御仕置
被仰付候共難斗、此製造者手種無鑑札ニは取引決して不
相成、右躰之者有之候ハハ、村之戸長ヲ始メ鑑札之者
引揚置、郡村名ヲ相糺世話役え申出可相成候事

一 明戌年春蚕種養蚕方員数取調、其村限り調書等当七
月廿八日迄ニ、相違なく世話役迄差出可相成候事

一 明戌年春蚕種製造致度もの有之候ハハ、郡村名員数
ヲ印之、当八月中迄ニ世話役差出可相成候事

但自分手種等一切不相成様、前紙ニも有之候ニ付、
戸毎ニ一枚ヅツニても不□願出可相成候事

此回章納村より直ニ差出し戻し可被下候

上有知村釜種
世話役佐藤芳兵衛

村々戸長

御中

関村	小瀬村	小屋名村
上白金村	下白金村	山田村
倉地村	稲口村	小迫間村
迫間村	勝山村	取組村
酒倉村	深田村	深萱村
大杉村	西田原村	東田原村
市橋村	稲辺村	黒岩村
大針村	今泉村	鷹巢村
加茂野村	太田村	下古尾村
上古尾村	下川辺村	中川辺村
石神村	栃井村	鹿塩村
山之上村	伊瀬村	下蜂屋村
中蜂屋村	上蜂屋村	夕田村
羽生村	木野村	滝田村

一一 明治期

市橋村 肥田瀬村 市平賀村
鋳物師屋村

右村々急ニ順達相成

四四四 人馬賃錢調書

○町内石神

平岡公平氏所蔵

〔解説〕 年号不詳であるが明治初年の調書である。石神村から周辺一〇か村への里程と賃錢を記録したもの。人足・荷駄によるものと手数料が内容となっているが、石神村には当時、飛驒川を水利とした荷物の発着場があった。

第十大区七小区

加茂郡石神村

人馬賃額取調書

当村ヨリ

一 神湊村之内下市場迄里程三里

人足物量目七貫目迄耆人分

第二部 文書の部

此賃錢 拾貳錢
手数料 壹錢

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目迄

此賃錢 拾七錢
手数料 貳錢五厘

一下麻生村迄里程廿四町

人足耆人量目七貫目迄

此賃錢 貳錢七厘
手数料 五厘

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目迄

賃錢 六錢
手数料 貳錢五厘

武儀郡
一上麻生村迄里程貳里

人足物量目七貫目耆人分

賃錢 七錢六厘
手数料 壹錢

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目迄

賃錢 拾五錢
手数料 貳錢五厘

一和泉村迄里程六里

人足耆人量目七貫目迄

賃錢 廿四錢
手数料 壹錢

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃錢 四拾錢
手数料 三錢五厘

一中川辺村迄里程半里

人足物量目七貫目耆人分

賃錢 壹錢九厘
手数料 五厘

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃錢 五錢
手数料 貳錢五厘

一下川辺村迄里程壹里

人足物量目七貫目耆人分

賃錢 三錢八厘
手数料 五厘

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃錢 拾錢
手数料 貳錢五厘

一上古井村之内北川合迄壹里半

人足物量目七貫目耆人分

賃錢 六錢
手数料 五厘

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃錢 拾錢五厘
手数料 貳錢五厘

一兼山村迄里程貳里廿五丁

人足物量目七貫目迄耆人分

賃錢 拾錢七厘
手数料 壹錢

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃錢 廿五錢
手数料 三錢五厘

一 細目村之内黒瀬迄里程三里拾町

人足物量目七貫目迄老人分

賃 錢 拾貳錢五厘
手数料 壹錢

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃 錢 廿七錢
手数料 三錢五厘

一 加治田村迄里程式里

人足物量目七貫目迄老人分

賃 錢 八錢
手数料 五厘

馬荷物壹駄 三十貫目ヨリ
三十六貫目マテ

賃 錢 拾八錢
手数料 貳錢五厘

II 教育

四四五 小学義校開業願書

○川辺町所蔵
(西村家文書)

(解説) 明治六年(一八七三)の小学校開設願書である。
中川辺・栃井・下川辺・鹿塩・石神の五か村のもので、い
ずれも寺院内を学校としている。そして教則・教師・諸費
用などを記載し、五か村の代表者が連名で岐阜県に提出、
許可となっている。

(表紙)

第百四十三区

小学義校開業願書 美濃国加茂郡

中川辺村

第二部 文書の部

九二二

小学義校開業願書

第一条学校位地

県下第四百十三区、加茂郡中川辺村三番地所、養瑞寺仏宇ヲ借り、貫誠舎ト唱ヘ以テ学校トナス、又栃井村四番地所禅原寺宇ヲ借り、玉光舎ト唱ヘ以テ一番支校、又下川辺村五番地所広林寺仏宇ヲ借り、有隣舎ト唱ヘ以テ二番支校、又鹿塩村三番地所長昌寺仏宇ヲ借り、研承舎ト唱ヘ以テ三番支校、又石神村一番地所曹源寺仏宇ヲ借り、博泉舎ト唱ヘ以テ四番支校ナス

第二条学校費用概略

学舎年内借料	凡金十五円
年内筆墨紙料	凡金十円
茶薪炭等年内雑費	凡金十五円
監務並小使年給	凡金九円
小以金四十九円	
凡金百四十七円	教員年給
総計金百九十六円	年出ナリ
内	
凡金七十三円五十銭	有志助成金
凡金九十三円五十銭	生徒受業料

但生徒凡百五十六人賦納法後ノ塾則ニ詳ナリ

小合金百六十七円 年入ナリ

残金二十九円 戸数割

但校下五ヶ村戸数合六百二十四軒、一戸凡五銭
ツツ上戸五割増下戸半納

第三条教員履歴

皇漢洋学教校 教師未得其人ヲ追テ詮定ノ上

御届可申上候

愛知県貫属卒

支那学試補兼習字教授 山中幸左衛門

当二十四才

元尾張藩士有名学師本田作内ニ随ヒ

慶応二卯八月ヨリ、明治元十

二月マデ三年ノ間支那学筆道

研究

愛知県貫属士有儒師佐藤楚材随ヒ

明治二午正月ヨリ、申十二月

マデ三年ノ間支那学研究

本区本郡栃井村禅原寺住僧

支那学助教兼筆道教授 田原春鶯

当四十八才

阿波国徳島有名学師興源寺調山ニ随ヒ

嘉永元申正月ヨリ、亥四月マ

テ四年ノ間支那学旁筆道研究

支那学助教兼筆道教授

本区本郡下川辺村

木下喜右衛門

当三十五才

本区本郡石神村曹源寺文生ニ随ヒ

弘化三年五月ヨリ、嘉永六丑
十二月マテ、八ケ年ノ間筆道
研究

本国羽栗郡笠松村有名儒師角田春策ニ随ヒ

安政元寅年正月ヨリ、辰十二
月マテ三年ノ間、支那学旁習
学研究

本区本郡鹿塩村長昌寺住僧

長野玄味

当七十九才

支那学助教兼習学教授

元江戸箕下有名儒師佐藤捨造ニ随ヒ

文化元子三月ヨリ、午年九月
マテ七ケ年ノ間、支那学旁筆
道研究

本区本郡石神村曹源寺住僧

村岡随法

当四十四才

支那学助教兼筆道教授

本郡加治田村有名学師龍福寺大休ニ随ヒ

天保十二寅二月ヨリ、嘉永元
申八月マテ七年ノ間、支那学
旁筆道研究

女学習学教授

本区本郡本村矢嶋八九郎母

せ

当五十三才

本国武儀郡関村羽瀨外記ニ随ヒ

算術教授

本国厚見郡切通村藤井彦藏ニ随ヒ

天保四卯正月ヨリ、午十二月
マテ四年ノ間、筆道研究

第百四十四区本郡伊深村農

村井琴尾都

当四十五才

同試補教授

本国加子母村伊藤多仲ニ随ヒ

テ三年ノ間算術修業

本区本郡下川辺村農

桜井龜三郎

当三十九才

嘉永元申二月ヨリ、戌十月マ

テ算術修業

第四条教師給料

皇漢洋教授年給

金十五円

支那学助教兼習字教授年給

金二十円

同

金二十円

同

金二十円

同

金二十円

女学習字教授年給

金十円

第二部 文書の部

九二四

算術教授年給 金五円

算術試補教授年給 金五円

同助教年給 金四円

同 金四円

同 金四円

合金百四十七円

第五条学科

教則

教師ヲ借具スル事能ハス、学科教則亦之ニ随フ、今姑ク
地方ノ適宜ヲ斟酌シテ、定ル所別紙表ノ如シ、経験ノ上
漸次改正シテ、本則ニ馴致スヘシ

塾則

一 生徒毎朝午前七時出頭十二時退食、午後一時出頭四
時退食ノ事

但寄宿生午後第十時前寢ニ就ヲ詳サス、生業ノ累ア
ル者ハ権宜進退セシメ、必シモ一定セス

一 疾病或事故アリテ休課五日以上ニ及ヘハ、其訳父兄ヨ
リ報聞スヘキ事

一 生徒入学其父兄必戸長副加印ノ証書ヲ以テ、監務局
ヘ請ヒ入学スヘキ事

一一級卒業試験ノ上進級セシムルハ常法タルトモ、格別勉
属或ハ怠惰放逸ノ徒ハ卒業待タス、臨時点陟セシムヘキ
事

一 寄宿生下宿月ニ一度出門、一六休業日ノ外禁之事
但休業日左之通

伊勢神宮

御祭日 孝明天皇

神武天皇

天長節

紀元節

郷社祭日 六月^{十三日}_{十四日}

一六 三十一日ハ之ヲ除ク

開校 一月^{十六日}_{十七日}

閉校 六月^{二十五日}_{二十五日}

一二季退学ノ節、其父兄授業料ヲ以テ之ヲ監務局エ指出
シ、始末スヘキ事

但授業料当分年ニ六十錢卜定メ、富生ハ之ヲ五割増
貧生半納

右之通開業仕度此段奉願上候
明治六年三月

第四百十三区

加茂郡中川辺村

学社

下川辺村

木下喜右衛門 印

中川辺村

西村友三郎 印

栃井村副長

橋本源右衛門 印

同 戸長

田原嘉吉 印

下川辺村副長

鈴木市良右衛門 印

同 戸長

桜井亀三郎 印

鹿塩村副長

高橋佐次右衛門 印

同 戸長

若井忠次右衛門 印

石神村副長

村山三平 印

同 戸長兼学社

平岡又三郎 印

中川辺村副長

矢島八九郎 印

同 戸長

福井嘉吉 印

長谷部岐阜県令殿

前書之通願上候ニ付押印仕奉差上候

加茂郡学区取締心得

中川辺村

矢島八兵衛 印

私学開業御差許相成候事

岐阜県

四四六 貫誠義校諸則

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕 年号不詳であるが明治初年のものである。貫誠

舎とは中川辺養瑞寺に開設された小学校で、その校則として、塾則・心得・授業内容などの記載がある。

〔表紙〕

第三十中学区

五十二番小学

貫誠義校諸則

取締中

貫誠舎諸規則

塾則

一生徒毎朝午前七時出頭、十二時退食、午後一時出頭、

四時退休之事

但休業日左ノ通

伊勢
神武帝
孝明帝

御祭日

神武帝御即位日
天長節

祝日

一六日

郷社

祭日

村社

祭日

学神祭

一月十一日 七月十一日 開塾

六月三十日 十二月十五日 閉塾

一 生徒入学其父兄必戸長副ノ証書ヲ以テ、取締監務局

ニ請入校スヘキ事

一 二季退校ノ節、其父兄受業料ヲ以テ、之ヲ監務局ニ差

出始末スヘキ事

一 疾病事故アツテ、休課五日以上ニ及テハ、其訳父兄ヨ

リ届出ヘキ事

生徒必得

一 毎朝午前第六時起父母ニ一礼、即刻昇堂三神え拝礼、
次ニ教師初取締ヘ一礼、各学席ニ順座

一 解読質問之生徒第上等タルヘシ

一 句読順ヲ追テ学業ノ進歩之生徒第中業

一 暗唱習字等、何レモ学業ノ進歩之以テ準スヘシ

一 句読少ク暗唱習字共、優劣ヲ検査イタシ、不行届者ト
ス

右次位ヲ定稽古之際、空敷遊惰ニ流ルル生徒無之様、
配慮可有之事肝要也

一 授業或ハ休課等之時ニ、拍声ヲ以規則ニ随ヒ進退自由、
教師之命令手足ノ如ク相運ヒ、聊違背之様無之様可
致事

毎日稽古順

一 上等生徒 句読

一 中等 復読

一 下等 暗記

一 下々等 暗唱

尤二席卒業、上・中徒ノ内、助教一人宛勤務之事

一 女学生徒上・中 復読

一 同下徒 暗唱

但終学之上暗記之事

一 休業日之外

二・七ノ日

算術

三ノ日

暗義

八ノ日

試験

四・九

清書

五・十

質問・輪読・復読・復書

取締心得

第一校中ヲ総轄シ、生徒ノ取廻シ教授エ対シ和シテ不流、
専礼義ヲ正シ実意ヲ以、生徒学業進歩ノ事ヲ心掛スヘシ、
又教師ノ勤惰ヲ察シ生徒ノ進惰ヲ明察ノ上、其仕義ニ寄
生徒ノ点陟教授交代、為致ルノ権アルヘシ

一 毎朝午前第七時昇堂

一 一定ノ規則相守候事

一 生徒退食ヲ以休之節、拍声ヲ以順席ヲ繰出シ、一組ツ

ツ校中ニ於テ行儀ヲ正シ昇下可為致事

一 毎日稽古済、素読試験可致、且又小用ノ出入生徒断

ヲ取糺、出入可為致事

一 生徒休課日ヲ取糺指揮スヘキ事

Ⅲ 税 制

四四七 拝領高調書

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

〔解説〕

年号の記載はないが明治二年（一八六九）のも
のと推定される。大嶋氏の領地である三か村の拝領高を、
笠松県役所の指示により調書として提出したものである

（表紙）

拝領高並込高新田高取調

拝領高四千七百石余之内

一 高千六百七拾貳石貳斗七升八合

内 高七拾貳石貳斗七升八合

濃州武儀郡

関

村

改出シ今般御差結ニ相

成候分

外込高 新田高等無御座候

同州加茂郡

一 高八百四拾七石九斗四升五合

中川辺村

外右同断

同州同郡

一 高四百九石四升七合六勺

栃井村

外右同断

合高 貳千九百貳拾九石貳斗七升六勺

内無地 高外込高 新田高等前書之通無御座候

右は 拝領高並込高 新田高取調候処、書面之通御座候以

上

巳六月廿三日

大嶋撰津家来

山田精一郎

笠松県

御役所

四四八 武儀・加茂両郡村高帳

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 明治二年(一八六九)の村高帳である。大嶋氏

の領地三か村(関・中川辺・栃井)の年貢高を、五か年にわたって記録したもので、田畑と山年貢、夫米・川役銀などの記載もあり、恐らく笠松県へ提出したものであろう。

(表紙)

美濃国武儀郡郷村高帳

美濃国武儀郡加茂郡

一 高合 貳千九百貳拾九石

下大夫

大嶋撰津知行所三ヶ村

貳斗七升六勺

内 貳千八百五拾六石

出高

九斗九升貳合六勺

七拾貳石貳斗七升八合

改出し高

子年此物成

米千貳百八拾壹石貳斗七升四合四勺八才

丑年此物成

米千百貳拾六石七斗六合七勺四才

寅年此物成

米千貳拾貳石壹升五合三勺五才

卯年此物成

米千貳百九拾九石壹斗三升五合六勺八才

辰年此物成

米千貳百石六斗六升六合五勺六才

去ル子年より辰年迄五ヶ年平均

米千百八拾五石九斗五升九合七勺六才

外

畑九町三反三畝貳拾貳步

見取場

此取米三拾石貳斗三升五合

米廿壹石五斗貳勺五才

山年貢

米七拾六石七斗三升九合四勺九才

夫米

米三拾八石六斗九升七合八勺壹才

口米

永壹貫貳百五拾文

川役銀

山林

五ヶ所

右之通相違無御座候以上

明治二己巳年七月

大嶋撰津家来

後藤清右衛門印

四四九 鹿塩村年貢皆済目録

○町内鹿塩

鹿塩区所蔵

(解説) 明治三年(一八七〇)の鹿塩村下組の年貢皆済

目録である。新政府移行から日も浅く、年貢上納も幕領時代を踏襲したもので、笠松県庁から出された皆済目録である。

已御年貢皆済目録

亥より巳迄七ヶ年定免去已破免

一高百五拾石六斗三升

美濃国加茂郡

鹿塩村下組

内高三斗三升

新田

此訳

田高七拾九石九斗三升壹合

内高貳拾貳石四斗五升四合 去已青立皆無引

残高五拾七石四斗七升七合

此取米貳拾壹石七斗四升六合

畑高七拾石六斗九升九合

此取米貳拾五石四斗貳升壹合

置米

外米四石四斗八升六合

畑方引減

米三石八斗

辰年助郷勤毛付高四分通免除

取米合四拾七石壹斗六升七合

六尺給米

外

一谷畑貳反九畝廿五歩

月取

永百五拾文六分

同断 御蔵前入用

此取米壹斗貳升八合

巳年右同断皆高免除 六尺給米

外米貳升貳合

畑方引減

永三百七拾六文六分

右同断

一山畑貳反壹畝拾九歩

見取

御蔵前入用

此取米九升壹合

米壹石四斗五升四合

御廻米五里外賃

外米壹升六合

右同断

米五石六斗七升六合

一米五斗壹升五合

小物成

小以

一米壹石四斗三升七合

口米

永五百貳拾七文貳分

一永百貳拾六文五分

小物成

納合米四拾四石五升三合

一永三文八分

口米

外

一米九升

御伝馬宿入用

永貳拾文三分

納過下渡

一米三斗壹合

六尺給米

一永三百七拾六文六分

御蔵前入用

合米四拾九石七斗貳升九合

永五百六文九分

此払

明治三千年二月

右は去已御年貢本途其外共可納分、書面之通村中大小之百姓入作之者迄立会、無高下致割賦令皆済候条、小手形引上一紙目錄相渡候上は、重て如何様之書付差出候共可為反古者也

笠松県庁印

右村

庄屋

年寄

惣百姓

四五〇 福島村年貢免状

○町内福島

福島区所蔵

(解説) 明治三年(一八七〇)の福島村の年貢免状である。福島村は明治初年、名古屋県(藩)の支配下にあつて、この免状は同県出張所扱いのものである。

定免

一 高四百四拾六石五斗六升五合

加茂郡

福島村

内五石六斗壹合

定引

残高四百四拾石九斗六升四合

取米百五拾六石貳斗九升八合

一一 明治期

丑より戌迄拾年

極免高三ツ五分宛

内三石八斗貳合

麦七石六斗四合ニて納

右ハ其村定免定納如此候間、庄屋・組頭・百姓不殘立合、以来申分無之様無高下令割賦、毎歳極廿日已前急度可令皆済者也

明治三年午十一月

北地出張所

名古屋藩出張

右村

庄屋

組頭

惣百姓

四五一 上川辺村年貢皆済目録

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説) 明治四年(一八七一)の上川辺村の年貢皆済目録である。新政府移行の日も浅く、年貢内容も幕領時代のもを踏襲している。笠松県庁から出された目録である。

九三一

午御年貢皆済目録

美濃国加茂郡

一 高六百四拾六石六斗六升式合

上川辺村

此訳

高六百四拾五石八斗七升

本田分

内訳

田高三百六拾三石五斗

此貢米百四拾貳石壹斗壹升六合

畑高貳百八拾貳石三斗七升

内

高貳斗

前々道代引

高拾貳石三斗貳合

前々草木立石砂入午より
戌迄五ヶ年再引

小以高拾貳石五斗貳合

残高貳百六拾九石八斗六升八合

此貢米百三拾四石壹斗貳升貳合

高七斗九升貳合

卯新田

内訳

田高三斗八升

此貢米壹斗六升五合

畑高四斗壹升貳合

此貢米壹斗六升壹合

貢合米貳百七拾六石五斗六升四合

外

一 田反別五反八畝拾七步

大縄

内壹反七畝拾步

戌石砂入引

残反別四反壹畝七步

此貢米八斗九升四合

一 山田反別壹町四畝拾三步

大縄

此貢米九斗五升七合

一 畑反別壹町八反七畝廿八步

大縄

此貢米九斗四升

一 谷畑反別七反九畝拾四步

大縄

此貢米三斗九升七合

一 山畑反別壹反三畝三步

大縄

此貢米六升六合

一 米四石三斗貳升四合

田方口米

一 米七石六斗

小物成

代永

一 米四石貳斗九升九合

口米

代永

一 永壹貫九百拾六文

小物成

一 永五拾七文五分

口永

一米三斗八升八合

伝馬宿入用

代永

一米壹石貳斗九升三合

六尺給米

代永

一 永壹貫六百拾六文七分

御蔵前入用

合米貳百九拾七石七斗貳升貳合

内

米百四拾八石四斗五升六合

正納

米百四拾九石貳斗六升六合

金納

代永千百三拾六貫五百拾壹文三分

但米壹石ニ付代永七貫

六百拾四文

永三貫五百九拾文貳分

此弘

米六石三斗壹升七合

御廻米五里外賃下渡

米貳斗七升九合

御廻粃同断

納合米百四拾壹石八斗六升

米百三拾五石八斗六升

御廻米

米六石

御膳粃代米

永千百四拾貫百壹文五分

右は去年御年貢本途、其外共可納分書面之通、村中大
小之百姓入作之者迄立会、無高下致割賦令皆済候条、
小手形引上一紙目錄相渡候上は、重て如何様之書付差
出候共可為反古者也

明治四未年四月

笠松県庁印

右村

庄屋

年寄

惣百姓

四五二 鹿塩村年貢皆済目錄

○町内鹿塩

鹿塩区所蔵

(解説)

明治五年(一八七二)の鹿塩村上組の年貢皆済
目錄である。新政府の年貢上納はまだ幕領時代のもの
を踏襲しているが、この時代になつて岐阜県庁名で出
されている。

辛未貢米皆済目録

一 高式百式拾四石五斗六升式合
内七斗式合
新田

此訳

田高百式拾五石四升五合

内高壹斗四升壹合
前々堤敷引

残高百式拾四石九斗四合

此貢米四拾六石七斗壹升八合

畑高九拾九石五斗壹升七合

内高壹斗
前々郷蔵敷引

残高九拾九石四斗壹升七合

此貢米四拾壹石九斗七升九合

貢合米八拾八石六斗九升七合

外

一 谷畑反別三反九畝七歩
大縄場

此貢米壹斗九升七合

一 山畑反別五反六畝拾三歩
同断

此貢米式斗八升壹合

一 米壹石四斗式合
田方口米

一 米式石
小物成

一米壹石三斗三升四合
口米

一 永四百六拾八文壹分
小物成

一 永拾四文
口米

米九拾三石九斗壹升壹合

米四拾八石壹斗式升
正納

米四拾五石七斗九升壹合
石代

合

代永百七拾六貫
但米壹石三付、永三貫

八百五拾四文
八百六拾式文式分

永四百八拾式文壹分

此弘

米式石壹斗三升八合
御廻米五里外賃

米四拾五石九斗八升式合

納合

永百七拾七貫三百三拾六文壹分

右は辛未貢米本途其外共可納分、書面之通村中大小之
百姓入作之者迄立会、無高下致割賦令皆済候条相違無
之者也

明治五壬申年四月

岐阜県庁印

右村
庄屋
年寄
惣百姓

四五三 飛驒川漁獵願書

○町内石神

石神区所蔵

(解説) 明治六年(一八七三)の漁獵願である。漁獵者が連名で岐阜県に願書を提出したもの。そのさい、毎年規定の税金を支払うとある。

(表紙)

明治六年

区内諸願達写帳

酉正月吉日

飛驒川筋漁獵之者

一一 明治期

一ケ年一人ニ付税金五錢ツツ

加茂郡中川辺村

中野初右衛門

同 村尾秀助

同 勝村文七

同 矢島久右衛門

同郡石神村 後藤還三郎

同 加藤久六

同 平岡嘉兵衛

同 平岡嘉作

同 平岡庄六

同郡栃井村 田原鉄五郎

同 福田忠平

同郡上川辺村 白村兵三郎

同 白村平三郎

同 武市鶴松

同郡下川辺村 木下半右衛門

同 日下部林造

同 星野長作

九三五

同
有本元右衛門

一 高三百四拾石七斗八升七合

美濃国加茂郡
下吉田村

右之者共農間飛驒川筋漁獵相稼申度、何卒御慈悲を以
御聞届之上、御鑑札御下ヶ渡被下置候様、此段奉願上
候以上

第十大区七ノ小区

年番戸長
加茂郡石神村

平岡又三郎

明治六年七月三十一日

長谷部岐阜県令殿

外

一 田反別式反七畝拾五歩

大縄場

此貢米五斗九升四合

一 畑反別七反九畝廿壹歩

同断

此貢米七斗五升壹合

一 松生反別式反四歩

同断

此貢米六升壹合

一 草生反別六畝四歩

同断

此貢米四合

一 田反別五畝拾四歩

同断

此貢米壹斗五升

一 田反別壹畝廿式歩

同断

○川辺町所蔵
(上米田支所)

四五四 下吉田村年貢皆済目録

(解説) 明治六年(一八七三)の下吉田村の年貢皆済目録である。新政府による年貢方式が示されたもので、金納も新貨幣方式とした皆済目録である。

壬申貢米皆済目録

此貢米七升壹合

一金八拾三錢五厘

竹藪地稅

一米三石貳斗五升五合

口米

一金貳錢五厘

口金

米百拾壹石七斗五升七合

代金三百四拾四円

但米壹石三付、金三円

合 五拾貳錢四厘

八錢二厘八毛

金八拾六錢

納合金三百四拾五円三拾八錢四厘

右は壬申貢米本途、其外共可納分書面之通、村中大小之百姓入作之者迄立会、無高下致割賦令皆濟候条、相違無之者也

明治六年八月

岐阜県庁印

右村

正副戸長

惣百姓

四四五 下吉田村定免請書

○川辺町所蔵
(上米田支所)

(解説) 明治六年(一八七三)の年貢定免関係のものである。検見から定免へと変更を願ひ出たもので、豊凶作に關係なく、一定額を上納すること。災害で大きな損失が出た場合は、改めて協議するなどの条件を記載し、願書形式の請書を提出して許可を仰いだもの。

(表紙)

御定免願御請書

第十大区六ノ小区

下吉田村

御定免奉願候ニ付御請書之事

一田反別七町四反一畝十三歩

此貢米三拾貳石壹斗六升四合

右は当下吉田村儀は、是迄御検見場ニ御座候处、今度御定免奉願候ニ付テハ、書面之貢米辻ヲ以テ、当明治六

年ヨリ以後、御年限中御定納可仕候

一 右ニ付御年限中心得方ノ儀左之通被仰渡候

一 御定免御年限中、如何様ノ豊作有之候共、上納御増方不被仰付儀ニ付、水旱損ノ年柄有之候共、三分以上ノ損毛ニ無之候ハハ、御引方之儀一切御願仕間敷事

一 若多分ノ損毛有之節ハ、戸長始地主一同立合下タ見致シ、三分以上ノ損毛ニテ御定ノ通、御定納仕難キ節ハ篤ト相改メ、御規則之通内見帳相仕立、毛付建札綿密ニ仕御見分可奉願候事

但御見分奉願候節ハ、一村申合鎌留致シ、無願ニテ作毛刈取申間敷事

一万一天災ニテ損所出来候節ハ、損所共残地ノ畝歩綿密ニ相改、御見分可奉願候事

右之趣地主一同吃度相守リ、心得違無之様仕候上ハ、御定免ノ儀御取調可被成下旨、被仰渡承知奉畏候、然ル上は御年限中右条々ノ外、苦情ケ間敷儀一切御願仕間敷候、依之私共連印ノ御請証書差上申候以上

明治六年十月

美濃国加茂郡下吉田村

岐阜県令 長谷部恕連殿

百姓総代 佐伯新八印
副戸長 馬場儀助印
戸長 所伊三郎印

前書之趣其筋へ上達之上、明治六年ヨリ同十年迄、五ヶ年季相極定免聞届候条、書面之通堅可相守者也

明治六年十一月

岐阜県参事 小崎利準印

四五六 下飯田村地租皆済目録

○町内下飯田

下飯田区所蔵

(解説) 明治七年(一八七四)の地租皆済目録である。田畑にかかる税を石高および金銭で明記し、皆済したという目録を岐阜県が出したもの。

癸酉地租皆済目録

美濃国加茂郡

一 反別式拾町四反九畝拾歩

下飯田村

此訳

田反別拾壺町三反八畝貳歩

反別三反八畝廿七歩

年々引

内

反別四畝拾六歩

連々引

小以反別四反三畝拾三歩

残反別拾町九反四畝拾九歩

此貢米六拾四石四斗四升七合

畑反別九町壺反壺畝八歩

内反別八反七畝拾三歩

連々引

残反別八町貳反三畝廿五歩

此貢米貳拾七石三升四合

貢合米九拾壺石四斗八升壺合

外

一米壺斗四升

大縄畑米

一米貳石七斗四升九合

口米

米九拾四石三斗七升

納合

代金四百五拾円

但米壺石ニ付金四円

六拾壺錢七厘

七拾七錢五厘

右は癸酉年地租可納分書面之通、村中大小之百姓入作之者迄立会、無高下致割賦令皆済候条、相違無之者也

明治七年九月

岐阜県庁印

右村

正副戸長

惣百姓

四五七 下吉田村地租皆済目録

○川辺町所蔵
(上米田支所)

(解説) 明治七年(一八七四)の地租皆済目録である。

田畑にかかる税を石高および金銭で明記し、皆済目録を岐阜県庁が出したものである。

癸酉地租皆済目録

美濃国加茂郡

一 反別式拾四町九反貳畝拾貳歩

下吉田村

此訳

田反別七町四反壹畝拾三歩

此貢米三拾貳石壹斗六升四合

畑反別拾七町五反廿九歩

此貢米七拾貳石壹斗壹升六合

貢合米百四石貳斗八升

外

一米八斗壹升五合

大縄田米

一米八斗壹升六合

同畑米

一金八拾三錢五厘

竹藪地稅

一米三石壹斗七升七合

口米

一金貳錢五厘

口金

米百九石八升八合

代金五百貳拾円

但米壹石ニ付金四円

合 八拾九錢五厘

七拾七錢五厘

金八拾六錢

納合金五百貳拾壹円七拾五錢五厘

右は癸酉年地租可納分書面之通、村中大小之百姓入作之者迄立会、無高下致割賦令皆済候条、相違無之者也

明治七年九月

右村

正副戸長

惣百姓

岐阜県庁印

四五八 下吉田村地稅皆済目録

○川辺町所蔵
(上米田支所)

(解説) 明治八年(一八七五)の地稅皆済目録である。
星野神社關係の稅が皆済したとの目録で、岐阜県が出したものである。

甲戌年地稅皆済目録

美濃国加茂郡

下吉田村
元星野社除地

反別四反八畝廿貳歩

一米壹升五合

米ナシ

米壹升五合

山稅

口米

但米壹石ニ付金七円

三拾錢三厘六毛

納合

代金拾毫錢

右者甲戌年地稅可納分書面之通、令皆濟候条相違無之者也

明治八年六月

岐阜県庁印

右村

正副戸長

四五九 地価修正願

○町内上川辺

上川辺区所藏

(解説) 明治一三年(一八八〇)の地価に関する願書で

ある。土地租税の地価が高く、他村とともに嘆願書を提出したが、同一八年までは改正はないとのこと。そのため当村は今回の嘆願を中止し、改めて一八年に再考したいといった内容である。事前通告を目的とした願書である。

御願

加茂郡上川辺村

一 過ル明治十年以来、石神村始メ外廿ヶ村ヨリ、地価修正御願申上候ニ就テハ、上川辺村之儀抑嘆願之最初ハ、右廿二ヶ村ニ同意致シ、地価修正嘆願仕居候処、上川辺村極困窮村ニ候、剩境界論等致居リ候テ入費モ相嵩ミ、猶又嘆願ニ付テモ入費支弁方ニ甚タ困却仕候、仍テ村役人ヨリ夫々へ説諭ヲ加ヘ、取治メ嘆願途中ニ止メ候処、本年再改之義ハ来ル明治十八年度迄、御据置之公布ニ相成、今更嘆願ハ御上様へ対シ、奉恐縮候次第ト存じ候ニ依リ、明治十八年度迄無抛ニ付持答へ候積リ、万一十八年度ニ至リ、地価据へ置キ之公布ニ相成候共、隣村接統地主之保証ヲ取り、地価修正御願申上度心組ニ御座候処、今般石神村ヨリ地価修正嘆願方ニ付、保証之儀依頼有之候間、村内地持一同協議候処、石神村之儀モ實際難持堪高価ト奉存候、且私シ村方ニ前文申上候通り、今般ハ修正不奉願存意ニテ、則チ保証印仕置候、然ルニ私シ村方ニ於テモ、実以高価ニテ難持堪次第ニ御座候得共、今般之義ハ修正不奉願、追テ改正之期ニ至リ、若又御

据置キノ御達ニ相成候共、必ズ地価修正嘆願仕度存意ニ御座候間、此段兼テ御聞置可被下候様、依之地持惣代連署ヲ以テ奉懇願候以上

明治十三年十二月二十二日

加茂郡上川辺村

地持惣代

藤掛 藤助^印

武市 和吉^印

林 長作^印

水野 宇吉^印

右村戸長
井戸小左衛門^印

岐阜県令 小崎利準殿

(朱書)

書面申立之趣聞置候事

明治十三年十二月廿三日

岐阜県

四六〇 地価修正嘆願書

○町内上川辺

上川辺区所蔵

(解説) 明治一八年(一八八五)の文書で、史料四五九に關係したものである。前回の地価調査は机上のみで実地測量もなく決められたもの。今回再改めについても修正の氣配もなく、そのため、同村独自で嘆願書を提出し、実地踏査を願ったが、結果は却下となっている。

嘆願書

加茂郡上川辺村人民総代林長作外五名、謹て奉嘆願候、抑本村之儀ハ、過ル明治八年地租御改正之際、同郡鹿塩村ト共同シ、同郡中川辺村外三ヶ村ヘ対スル、原被六ヶ村共有入会地、境界論ノ起訴中ニ有之、村内重立タル者ハ該争論ニ關係致居、其実地租改正事業ニ關係者多シトセズ、郡内各村々ニ比スレバ、事業ノ怠タルモノノ如シ、依テ御派出官後藤信明殿、御出張数日間御督促ニ付、実地測量之儀ハ、御同官ノ御指揮ヲ蒙リ事ヲ成セシト雖、地位等級調方之儀ハ席上調ニ止リ、地租ノ乘率高価ニ出デ後日村民之ヲ顧ミ、村内不穩ノ形勢ニ相見ヘ甚ダ嘆息仕居候処、明治十年中郡内石神村外廿壹ヶ村ニ一時同盟イタシ、地価修正嘆願之素志ヲ企テ候得共、前陳ノ如ク共有入会地、境界論ニ頗ル冗費シ、該支出方困難ノ場

ナルニ加ヘテ、地価修正嘆願之費用モ夥多ナルヲ察シ、右
廿二ヶ村之同盟ヲ除キ、差控ヘ罷在候処、明治十三年
太政官第廿五号御公布ニ因リ、右廿二ヶ村再願之際、
接続村界保証ニ際シ、同年十二月廿三日云々、御聞置
之御認可ヲ蒙リ、来ル十八年出願之規約ヲ以テ、村民一
同相宥メ置候処、本年再改之儀モ乍恐意外ニ出デ、村
民不平一ト方ナラズト雖、土地台帳編纂等之緊用ニ差迫
リ云々、戸毎ニ解キ人毎ニ諭シ、該修正之件本日迄荏苒
ニ相過候得共、兼テ御聞置之次第モ有之ニ付、修正之
儀押テ嘆願致呉度趣ヲ以テ、一同承服不仕困難ノ余リ私
共総代ニ相立、地価修正之儀奉嘆願度、何卒格別之思
召ヲ以テ御採用被成下度、尤モ御採用之上ハ接続地保
証書、及実地御検点ニ便ナル図面等提出可仕候間、願
意御聞届之程只管奉嘆願候以上

明治十八年十二月九日

加茂郡上川辺村人民総代

林 長 作 ①

鈴木 宮 作 ①

井戸小左衛門 ①

藤掛 藤 助 ①

岐阜県令 小崎利準殿

前書之通奉願候ニ付奥印仕候也

明治十八年十二月九日

加茂郡<sub>下麻生村
外一ヶ村</sub>戸長前島文之助代理

用係 鹿野勘一郎 ①

(朱書)

書面願之趣難聞届候事

明治十八年十二月十七日

岐阜県令 小崎利準 ①

水野 宇 吉 ①
武市 和 吉 ①

